

第百九十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十二号

平成二十九年五月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 北村 茂男君

理事 江藤 拓君 理事 小泉進次郎君

理事 齋藤 洋明君 理事 福田 達夫君

理事 官腰 光寛君 理事 岸本 周平君

理事 小山 展弘君 理事 稲津 久君

伊東 良孝君 理事 伊藤信太郎君

池田 道孝君 小里 泰弘君

加藤 寛治君 勝沼 栄明君

笹川 博義君 助田 重義君

鈴木 隼人君 瀬戸 隆一君

武部 新君 中川 郁子君

西川 公也君 古川 康君

細田 健一君 前川 恵君

宮路 拓馬君 森山 裕君

築 和生君 山田 賢司君

山本 拓君 渡辺 孝一君

岡本 充功君 金子 恵美君

佐々木隆博君 重徳 和彦君

宮崎 岳志君 村岡 敏英君

中川 康洋君 真山 祐一君

斉藤 和子君 畠山 和也君

吉田 豊史君 仲里 利信君

農林水産大臣 山本 有二君

内閣府副大臣 松本 洋平君

財務副大臣 木原 稔君

農林水産副大臣 齋藤 健君

農林水産大臣政務官 細田 健一君

政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局審議官) 青柳 一郎君

政府参考人 (農林水産省大臣官房長) 荒川 隆君

政府参考人 (農林水産省消費・安全局長) 今城 健晴君

政府参考人 (農林水産省食料産業局長) 井上 宏司君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 枝元 真徹君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 大澤 誠君

政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 佐藤 速水君

政府参考人 (林野庁長官) 今井 敏君

政府参考人 (水産庁長官) 佐藤 一雄君

農林水産委員会専門員 石上 智君

委員の異動 五月十七日

辞任 笹川 博義君 補欠選任 助田 重義君

前川 隆一君 山田 賢司君

同日 前川 恵君 鈴木 隼人君

同日 山田 賢司君 瀬戸 隆一君

五月十六日 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四〇号) は本委員会に付託された。

五月十六日 新たな農業者戸別所得補償制度の創設を求める

意見書(山形県三川町議会)(第三二五三号)

米の所得補償交付金の復活を求める意見書(島根県吉賀町議会)(第三二五四号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県三股町議会)(第三二五五号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県三股町議会)(第三二五六号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県高鍋町議会)(第三二五八号)

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(北海道千歳市議会)(第三二六八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四〇号)

農林水産関係の基本施策に関する件

○北村委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房長荒川隆君、消費・安全局長今城健晴君、食料産業局長井上宏司君、生産局長枝元真徹君、経営局長大澤誠君、農村振興局長佐藤速水君、林野庁長官今井敏君、水産庁長官佐藤一雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○北村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笹川博義君。

○笹川委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の笹川でございます。

また、きょうは、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房長荒川隆君、消費・安全局長今城健晴君、食料産業局長井上宏司君、生産局長枝元真徹君、経営局長大澤誠君、農村振興局長佐藤速水君、林野庁長官今井敏君、水産庁長官佐藤一雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○北村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笹川博義君。

○笹川委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の笹川でございます。

また、きょうは、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房長荒川隆君、消費・安全局長今城健晴君、食料産業局長井上宏司君、生産局長枝元真徹君、経営局長大澤誠君、農村振興局長佐藤速水君、林野庁長官今井敏君、水産庁長官佐藤一雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○北村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笹川博義君。

○笹川委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の笹川でございます。

また、きょうは、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房長荒川隆君、消費・安全局長今城健晴君、食料産業局長井上宏司君、生産局長枝元真徹君、経営局長大澤誠君、農村振興局長佐藤速水君、林野庁長官今井敏君、水産庁長官佐藤一雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

それでは、早速に質問の方に入らせていただきます。

まず、鳥獣駆除について、水増し等々の事案について各地からさまざま報告があるわけでありま

す。その中で、農水省さん、四月に全国の各自治体に対して補助金申請時の検査の徹底等も含めて通知を発出したということでありま

す。今月中の取りまとめに向けて動いているらしいんですが、それも含めて、不正の現況について今のところどのように把握をしていらっしゃるのか。それからまた、この不正防止のために具体的な改善策を施さなければなら

ませんが、現時点での考えをお答えいただきたいのと、また、不正に申告をし、不正に受給をした方から、これについていわゆるお金の返還があったのかどうか、そのこと。この三点についてのお考えをまずはお聞きをしたいと思

います。

○佐藤(逓) 政府参考人 現在農林水産省が把握しております捕獲活動経費の不正受給でございますが、補助金返還の対象となる事案は兵庫県佐用町の事案と鹿児島県霧島市の事案の二件でございます。いずれも捕獲写真の使い回しによる偽装と見られております。

補助金返還でございますが、兵庫県佐用町の事案は、国費分二十七万二千円を本年四月十四日に近畿農政局に返還済みでございます。鹿児島県霧島市の事案につきましては、不正が確定次第、交付金の返還手続を行う予定でございます。

こうしたことを受けまして、農水省として、四月十四日に担当課長名で鳥獣被害防止総合対策交付金における捕獲確認方法等に関する全国一斉点検を実施する旨を通知いたしまして、全ての事業実施主体、約九百ございまして、対しまして、確認方法の点検と不正防止等の徹底を指示したところでござい

ます。

点検の報告期限、委員御指摘のとおり五月末となっております。この結果を踏まえまして、不正事案の発生防止に向けて必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○笹川委員 一点だけ確認なんですけれども、現時点で、不正防止について、今の確認作業がありますよね。これについて、何かしら具体的な改善策についての検討はなされていいですか。

○佐藤(逓) 政府参考人 お答え申し上げます。

点検の報告期限が今月末となっております。それを踏まえまして必要な措置を検討してまいりたい、講じてまいりたいというふうに考えてござい

ます。

○笹川委員 わかりました。

いづれにいたしましても、鳥獣の駆除、特に、鹿、イノシシにつきましては二〇二三年に半減をするんだと。また、環境省においても保護から適正な管理という形の中で、国の方針もかじを切ったわけでありま

す。今回の事案というのは甚だ遺憾なことでありま

特に、この鳥獣害のために汗をかいている人たちに疑いの目が向けられるということは、私は甚だよろしくないというふうに思っています。各自治体は非常に鳥獣駆除について、鳥獣被害者についての対策に頭を抱えておりまして、真剣に取り組んでいる。

これからも、ぜひ、そういう意味では、鳥獣による農作物の被害の削減、そして安心した生活、さらには作業の確保、このためにはこういう不正が二度と起きないようにしていかなきゃなりません。そのためには、こういう事案があった以上は対策に努めてもらって、やはり不正が起きない、具体的な改善策を速やかに策定していくということが大切でありますので、改めて農水省さんにそのことを強く要望させていただきたいと思いま

す。

続きまして、外国人労働者と農業の関係であります。

昨日ですか、特区のこと、採決がされたわけでありま

す。この結果を踏まえまして、不正事案の発生防止に向けて必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

業者も含む地域に専門学校を、例えば日本語学校ですとか、そういうものを設立して人手不足の補助にという動きがあるということでありま

すが、農水省さんとしてこの実態についてどのように把握をしているのか、まずは御所見をお伺いしたいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

日本語学校自体は農水省の所管ではございませんけれども、まず、農業分野で、そういう日本語学校等の生徒として日本に来た場合に、資格外活動許可という

ことで、週二十八時間以内で働くことは認められております。

そういう資格外活動が農業分野に従事する外国人労働者の中にどれくらいいるかということについては、厚生労働省の統計がござい

ます。農業関係係全体で外国人労働者総数二万三千六百八十三名、これは平成二十八

年の数字でございまして、そのうちの資格外活動というのは三百五十一名という

ことで、一定程度限定的なのかなとは思っております。

そういう中で、各種報道等で、日本語学校の一部でそういう制限の時間を超えて就労活動させている事案があるという

ことは承知しておりますが、今までのところ、農業分野においてそういう報道なり実態が生じているという形では把握していません。

今後、この問題につきましては、法務省におきまして、日本語教育機関に対する実態調査、それから当該機関在籍者への資格外活動の状況調査、これを実施する

という方向が出されております。それで、現在調査中というふうに聞いております。それに

応じて必要な措置を検討する方向であるというふうに承知しておりますので、農林水産省としても、所管分野で違法な就労が行われることのないよう、こ

ういう政府全体の動きの中で連携して取り組んでまいりたいというふうに考えてござい

ます。

○笹川委員 留学生における不正な労働、不当な労働、これについては、実は農水の現場以外のところでは非常に今、事例とすればウナギ登りというふう

に言っていると思います。過去にこうだったから多分限定的だろうという発想はやめた方がいい。こ

ういうものは堰を切ったように事例がふえる可能性は非常に高いというふうに思います。

特に農水の現場においては、今般、技能実習制度が改正をされ、さらには特区制度を導入したとい

うことでありますけれども、しかし、実際に農水の現場において労働力が不足をしている、このことについてどう対処していくかということだと思

うんです。

その中で、今、農水省を挙げてGAP制度というものを認証取得に向けて大きく踏み出したわけでありま

す。このGAP制度の中に人権に関する項目というものがあるわけなんです。賃金であれ作業環境であれ、非常に配慮しなければなら

もし汗をかいてもらおうのならば、こういうGAP制度、このことをやはり念頭に置いて農水としては制度を考えていかなきゃならないというふうに思いますので、今後の展開であります。ぜひ検討していただきたいと思うんですが、ちょっと私の意見についての農水省さんとしての御所見を聞かせていただければというふうに思います。

○齋藤副大臣 国際水準のGAPにしましては、今、笹川委員おっしゃるような効果があります。

GAPそのものは、持続的な農業生産を確保するために、食品安全や環境保全を確保する取り組みのみならず、の中には、作業者の労働安全確保や人権保護の観点から、例えば、作業者に外国人がいる場合は、理解できる言語や絵等で教育訓練を行うことと、適切な労働条件を設定することが必要な取り組みとして事項が定められているわけでありまして、国際水準GAPを取得すること、これは、農業分野における外国人受け入れの環境を整える上でも非常に有効な手段だろうというふうに考えております。

こういう点も含めまして、生産現場に周知することによりまして、国際水準GAPの取り組みや認証取得の拡大を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○笹川委員 ありがとうございます。

今後の展開について大いに期待をしたいと思いますが、農水省さんにおかれても、厚労省それから法務省と、関係省庁との連携も密にしてやっていただければと思います。

最後の質問であります。農作業の死亡事故の現況についてであります。

これは、民進党の岡本委員も質問がありました。私も、実は自分の選挙区で大変お世話になった方が死亡事故ということで亡くなられてしまいました。御家族の方から非常に悲しい思いを寄せられました。

この点につきましても、データを見ると、残念ながら、農水省さんの今までの取り組みは何だっ

たのかなというような指摘をされてもいた方がないという状況が続いていることはあります。

それについてでございますが、特に労災について、一番なのは、やはりなれんですね。これは製造現場でもそうです。なれから生じた一瞬のすき、油断、ここから重大な事故に派生することが間々あります。

そういう意味において、農作業、いわゆる農機具、これについては、例えば一年に数度しか使わないとか、年齢がいけば、残念ながら肉体的な衰えもあります。しかし、それを自覚するかどうかは実は問題でありまして、そういう点について、やはりまだまだ、高齢者、これは実は農業においては非常に貴重な担い手であって、同時にまた、農業のすばらしいところは、生涯現役、このことも体現をしているわけでありまして、しかし、この対策がまだまだ後手だということがちよっと遺憾だというふうに思いますので、今後、この高齢者に対しての対策をどのように考えていったらいいの。

もう一つは、安全対策が未整備な旧型の農機具なんです。これについてどう対処していくのか、対応していくのかということが大切だと思いますので、その点についての御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

今お話ししましたとおり、農業での死亡事故は近年三百五十件程度ということで、この状況が続いてございます。特に、平成二十七年は三百三十八件でございましたけれども、このうち六十五歳以上が八四、八十歳以上が四七、七というところで、やはり高齢農業者の割合は極めて高い状況となっております。

私もといたしまして、労働安全衛生の専門家を交えた事故情報の分析ですとか、機械の安全装置の改良、実用化の促進ですとか、警察庁と連携をいたしました事故防止の啓発促進、あと、厚生労働省ですとか関係団体とも連携しまして、農業者個人でも加入できる労災保険特別加入制度の

周知、加入促進等に取り組んでできるところでございます。

今御指摘ございましたように、高齢者のお話、あと、機械の話は非常に重要でございます。事故情報の収集、分析はこれまでやってきておりますけれども、今回、調査様式も改定いたしました。さまざまな情報がとれるように強化したいというふうに考えております。これらの情報を農業機械メーカーに提供いたしまして、安全設計を一層促していきたい。また、高齢農業者を初め農業者の安全意識の向上を図っていくというため、これらの分析結果も活用したチラシの作成等、啓発活動を強化していきたいということで、関係省庁、団体と連携して取り組みをさらに強化していきたいというふうに思っております。

なかなか、旧型の機械をどうするかというのは、啓発のところまでしかまだ思いつておりませんけれども、これからまたいろいろ検討していきたいと思っております。

○笹川委員 ありがとうございます。

もう時間が参りました。二点だけお願いいたします。

対策は結果でありますので、しっかりと結果を出すように努めてもらいたいということ、それから、対策を練るに当たっては、高齢者目線、現場の目線、このことを大切にしてお話をぜひ練っていただきたい。このことを強く要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○北村委員長 次に、中川康洋君。

○中川康洋委員 おはようございます。公明党の中川康洋でございます。

先ほど笹川先生から国際認証GAPの御質問がありました。私も、今回、GAPの質問もちょっとさせていただきたいと思っておりますので、きょうはGAP続きでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初、東京オリパラへの食料供給を通じた農業の競争力の強化について、具体的には、国際水

準GAPの認証取得に向けた国の支援についてお伺いをしたいと思います。

現在、私の地元であります三重県を初め各都道府県では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会への農産物等の供給を目指し、国の支援事業であります国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業や、さらには、平成二十九年当初予算でのGAP体制強化・供給拡大事業などを活用し、国際水準GAPの指導人材の育成や、また、国ガイドラインGAPの認証体制の整備、さらには、GAP認証取得に向けた産地の体制整備、これを進めていただいているところであります。

こうした取り組みは、東京オリパラへの農産物の供給を目指しての取り組みだけではなくて、ひいては地元農産物の輸出の促進や、さらには消費者ニーズの多様化などを見据え進めることが重要であるために、国は、今後も、都道府県が国際水準GAPの認証取得に向けた体制を整備し、さらには生産現場において的確な普及指導に取り組んでいけるよう、引き続きの支援の継続強化を図っていくことが私は重要であるというふうに思っております。

特に、今後は、農業者や法人等がグローバルGAPやJGAPアドバンスなど、いわゆる国際水準GAPの認証を取得することへの支援を強化していくことが重要でございまして、具体的には、毎年度の認証費用やICTによる記帳技術の導入、さらには認証対応のための施設改修、これらが必要になってくることから、国は、これら産地を対象にした初期段階における総合的な支援、これをこれまで以上に継続強化していくこと、私はこれが非常に大事になってくるというふうにも思っております。

農水省の今後の都道府県及び産地に対するGAP認証取得促進に向けた支援の方向性について、大臣の御見解を賜りたいと思います。

○山本(有)国務大臣 まず、中川委員の御地元の三重県が、全国に先駆けてGAPの認証制度について随分意欲的な取り組みをしていただいている

ということに高く敬意を表する次第でございます。

国際的に通用するGAP認証取得の推進は、国産農産物の二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農産人材の育成など、我が国の農業競争力の強化を図る観点から極めて重要であるというように考えております。

このため、平成二十八年度補正予算で措置いたしました国際水準GAP認証取得支援事業によりまして、審査費用、コンサルタント費用等、認証取得に要する費用について支援を行い、集中的にGAP認証取得を進めてきたところでございます。

今後の方針といたしまして、まずは、GAPが農業者の経営改善上必要な取り組みであることから、GAPを実践する農業者の拡大が重要であると考えておりまして、生産現場への周知徹底、GAP指導体制の構築などを進めていくこととしております。

その上で、GAP認証の取得につきましては、みずからの販売・経営戦略、取引先の要請等に基づき経営者が判断することを前提といたしまして、その拡大を推進することが重要と考えております。

認証取得体制の強化といたしまして、必要な審査員の増大、審査費用を軽減するため団体認証の促進などを進めるとともに、引き続き、補正予算の執行状況を踏まえつつ、切れ目のない支援が可能となりますように努めてまいりたいというように考えておるところでございます。

○中川(康)委員 今大臣から御答弁をいただきましたが、大変にありがとうございます。

今、三重県のお取り組みも御紹介いただいたところでございますが、特に、私どもの地元、昨年五月には伊勢志摩サミットを開催させていただきまして、いわゆる県内のすばらしい食材を世界に発信することができたわけでございます。これをやはり東京オリパラでありますとか、さらには世

界への輸出につなげていきたいということで、このGAPに対する取り組みを本県も始めたわけでございます。

特にこれから、産地、農業者等が手を挙げて頑張っていきたいというところに対しての具体的な支援、これを次年度以降も継続的につくり上げていくこと、ここがやはり国内においてGAPが広がっていく一つの大きなファクターになるというふうにも私は思っておりますので、その部分についてきょうは御質問をさせていただいたわけでございまして、今後の農水省の取り組み、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

もう一点、次は、GAPに対する消費者理解の促進について伺いをしたいと思っております。正直、私自身も、GAPについては、その名称及び内容について最近まで余り深く知らなかった一人でございます。小泉委員が御質問されたときに初めて私も伺いまして、ああ、そういう取り組みがあるのかというふうに感じたわけでございまして、農水省が平成二十四年に行った意識調査では、GAPについて知っていたという数字は一三%にとどまっております。

今後、国及び都道府県はGAPに対する取り組みをさらに普及拡大していこう、こういった流れであるというふうにも思っておりますけれども、基本的には、このGAP取得の恩恵を最終的に享受する消費者の認識が低ければ、今後、国際水準に取り組み農業者の努力というのは評価されない可能性もあるわけでございます。

そこで私は、GAPに対する消費者の理解については、その取り組みに対する農業者の努力がしっかりと評価されていくよう、今後は東京オリパラ等を活用した情報発信に取り組み、これまで以上に消費者理解を促進することが重要であるというふうにも思っておりますが、この部分に対する農水省のお考えと今後の取り組みについて伺いをしたいと思います。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。国際的に通用するGAPの認証取得を拡大する

ためには、流通、小売のみならず、消費者にはGAP認証の意義、メリットを理解いただきまして、GAP認証を得ている農産物が高く評価されるようにしていくことが重要だというふうに考えてございます。

このため、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック大会を絶好の機会と捉えまして、GAP認証の価値を共有するためのオール・ジャパン体制の構築等を通じて、消費者と直接接しておられる小売の関係者ですとか産地と小売をつなぐ流通関係者と一体となって、GAP認証の意義やメリット等の情報発信に努めてまいりたいと思っております。

また、消費者ですとか流通加工業者のGAP等に対する意向、また、そういうものの購買意欲等を調査することによって、その調査結果を施策に反映することも検討してまいりたいと思っております。

○中川(康)委員 ありがとうございます。今後、引き続き、その拡大に努めてもらいたい、促進に努めてもらいたいと思っておりますが、やはり幾ら農業者が頑張っても、その先にある消費者がGAPそのものの理解がなければ、その努力が評価されないような、そういった状況があるんじゃないかなと思っておりますので、その理解促進をこれからどう広げていくのか、この部分をぜひとも御注力いただきたいというふうにも思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

大きな二点目といたしまして、水産業の経営安定に向けた取り組みについて、二点ほど伺いをしたいと思います。

一点目は、サンマの不漁原因の究明と資源管理の強化について伺いをいたします。

先週、当委員会におきまして、お隣、愛知県選出の重徳委員から、伊勢湾のイカナゴの不漁が続いているというこの指摘がございました。私も同じような認識があります。実は、近年、サンマの漁獲量も減少傾向にございまして、私の地元であります三重県熊野灘においても、この漁獲量というのが年々減少するのとともに、昨年、実

は漁期の漁獲量はほぼゼロでございました。

この不漁の原因については、現在さまざま言われているところでありますが、サンマというのは北太平洋の回遊性魚類であり、広い範囲で漁獲をされているために、例えば三重県を初め我が国の漁業者のみの努力で資源管理は完結しないような状況がございまして。今後のサンマの不漁原因の究明や国際的な資源管理の強化、これはやはり国として取り組むべき課題であるというふうに私は考えております。

そこで、まず伺いをしたいと思いますけれども、水産庁としては、この近年のサンマの不漁原因、これをどのように分析されているのか、その部分についてまず伺いをしたいと思います。

○佐藤(一)政府参考人 中川先生の御質問にお答えいたします。

サンマの近年の不漁の主な原因でございますが、一つは日本近海の資源量の減少、もう一つは、道東沖に暖水塊が形成された結果、三陸沖への親潮の張り出しが弱くなりまして、サンマの群れが日本近海に近づくにくくなったといったことが考えられますが、これらに加えて、やはり外国船の漁獲量増加による影響も排除し切れないのではないかと、このように考えているところでございます。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

先ほど長官からは、資源量そのものの減少があるとか、海における海水の暖水域の影響であるとか、さらには外国船があふえている、こういった部分を三点ほど伺いをしたかというふうにも思っております。やはり回遊魚でありますので、我が国だけで資源管理に努めても、ここに限界はあるというふうにも思うんですね。

それで、サンマの資源管理の強化について、もう少し具体的に伺いたいと思うんですが、サンマの資源管理につきましては、二〇一五年八月に、北太平洋漁業委員会、いわゆるNPPFCが第一回会合を開きまして、現在のところは、新たな保存管理措置がとられるまでの間、暫定的に各国

の漁船の許可隻数の急激な増加を抑制する保存管理措置がとられているというふうにも伺っております。

それで、本年七月には札幌において再度のNPFCの会合が予定され、その場においてサンマなどの回遊魚の国際的な資源管理に向けての何らかの合意が図られる方向であるというふうにも伺っております。

私は、この七月のNPFCの委員会での議論及び合意が今後のサンマを初めとした回遊魚の資源管理において大変重要なものになるというふうにも捉えておるわけでございますが、この札幌での七月の会議では、具体的にどのような議論がなされ、いかなる合意が図られようとしているのか、この具体的な内容について御答弁を賜ればと思います。

○佐藤（一）政府参考人 お答えいたします。

先ほど先生の方からお話ございましたNPFCにおきましては、平成二十七年でございますが、我が国の提案によりまして、資源評価に基づく新しい保存管理措置がとられるまでの間、漁船の許可隻数の急激な増加を抑制するといったこと、もう一つは、公海で操業する漁船に漁船位置監視装置、いわゆるVMSの設置を義務づけているところでございます。

我が国といたしましては、これらの措置について各国等の遵守状況を確認して、違反が認められる場合には、NPFCや二国間協議等の場を通じて必要な対応を行っていくこととしているところでございます。

また、漁獲量の制限等の新しい保存管理措置を早期に講ずべきとの立場から、本年七月の年次会合におきましても、引き続きリーダーシップを発揮して、科学的な資源評価に基づく国際的な資源管理の強化を推進していく、このように考えておるところでございます。

○中川（康）委員 ありがとうございます。

NPFCでの会議、やはり日本とかロシアというのは老舗でございますので、ぜひこの議論のリーダーシップをとっていただいて、我が国にとつて少しでもプラスになるような、我が国にとつてプラスと言ったら変ですけども、資源管理が進むような形をよろしくお願いしたいと思っております。

最後に、東日本大震災に起因する諸外国、地域の日本産水産物の輸入規制の撤廃について、残り時間、お伺いしたいと思います。

東日本大震災に起因する日本産水産物の輸入規制については、発災当初、五十を超える国、地域で何らかの規制が行われておりましたけれども、その後の農水省及び水産庁の二国間協議の努力により、現在では、多くの国、地域でこの撤廃、緩和がなされております。

しかし、中には、依然、何らかの輸入規制が続いている国、地域も少なくなくて、例えば私の地元であります三重県からの水産物の輸入、これについては、中国、韓国、インドネシア、コンゴ共和国で放射性物質検査証明書、さらにはレバノン、オマーン、サウジアラビア、バーレーンの四カ国では放射性物質検査結果報告書の添付を求めているわけでございます。

しかし、これら三重県産の水産物からこれまで放射性物質は一度も検出をされておることはございません。この検査証明にかかる手間と費用、これは基本的には事業者の負担であるために、この添付が結果的に輸出促進の障壁になっているというふうにも言われております。

私は、このように水産物の輸出促進の障壁になっている放射性物質検査証明については、例えば本件の三重県のように一度も検出されていない状況があるのであれば、輸出先国に対して科学的根拠に基づいて早急にその撤廃を働きかけるべきであると考えますが、最後、この部分についての水産庁の御見解を賜りたいと思います。

○佐藤（一）政府参考人 お答えいたします。

今、先生の方からお話ございましたように、放

射性物質検査結果あるいは海洋のモニタリングデータ、こういったものを提供しながら、二国間あるいはWTOのSPS委員会の場合で規制の撤廃、緩和を働きかけてきたところでございますが、引き続きまして、あらゆる機会を捉えて、科学的根拠に基づく輸入規制の撤廃、緩和が進むよう粘り強く働きかけを行っていききたい、このように考えているところでございます。

○中川（康）委員 ありがとうございます。

やはりこれからも科学的根拠に基づいてお取り組みをいただく、そのことを最後に申し上げ、私の質問を終わります。大変にありがとうございます。

○北村委員長 次に、岸本周平君。

○岸本委員 おはようございます。民進党の岸本周平でございます。

きょうは十五分間ですけれども、質問をさせていただきます。

きょう、この後、岡本委員からも質問をさせていただきます。ただ、この後、東北農政局の職員OBによる談合の疑いのある事案が発生しております。農林水産省の内部でも調査委員会を立ち上げていただいで、しっかりとガバナンスをきかせた調査をしていただいているというふうに向っております。

一方で、文部科学省の方では現役の官僚が絡んで天下りの問題も取り沙汰をされておまして、ある意味、いつときは霞が関の皆さんも襟を正されて、天下りであるとか、あるいは談合であるとか、そういうことこの事件は鳴りを潜めていたわけでありまして、何といいますが、そこにおどろきがあるのか、あるいは、よくわかりませんが、幾つかの事案が偶発的とはいえず、重なるような状況でございます。

私も官僚のOBとして、ぜひそこは農林水産省みずから襟を正していただいで、自浄作用をぜひとも発揮していただきたい。これは、ある意味、農林水産省の側に立ってずっとお願いをしてきております。今、農林水産省がみずから自浄作用を

発揮されることが国民の皆さんからの信頼を勝ち得る何よりの方策ではないかと思っております。

しかしながら、この間の国会での審議の状況、大臣の御答弁、さらには、私ども、農林水産省の事務方というところとやりとりをさせていただく中で、残念ながら、不誠実な対応をしばしば見受けることがございまして、ぜひともこは、与党、野党、関係ありません。我々は立法府、ハウスとして、やはり行政に対して監視をする立場であります。それに対して行政の側としては、みずから積極的に自浄作用を発揮していただいで、今現在都合が悪いかもしれないけれども、そのことを克服していただく中で、何とか国民の信頼を回復していただきたいと思っております。

その意味で、実は理事会協議になりました案件が幾つかあるんですけれども、一つだけ整理をさせていただきます。

これは五月九日付の農林水産省の、理事会協議に提出していただいたペーパーであります。

これは岡本委員が質問をさせていただきましたけれども、近畿農政局の職員OBの会がありまして、丹後会といいますが、丹後地方を中心とする、土地改良に関係した職員OBの皆さんの会だというふうに向っておりますけれども、この丹後会といういわゆるOBの会に対して、歴代近畿農政局の農地整備課長が総会などに来賓として出席をされている。これらは、インターネット等でもその事実が明白にオープンになっているわけでありまして、事実であると思っております。

このことに関して岡本委員から、休日に開かれた丹後会の総会に出席をした近畿農政局農地整備課長の行動が公務なのか私用なのか、そこに公私混同はなかったのか、こういう質問が行われ、明快なお答えを委員会ではいただけなかったものであります。文書で理事会に提出をいただいたものであります。

この文書も二転三転しまして、最初は木で鼻をくくるような文書であったんですが、宮腰

筆頭、さらには北村委員長の御指示もあって、ある程度、事実関係も詳細に書いていただきました。

この中で、その農地整備課長の行動がどうなのかということについての事実確認をしていただきました。

農林水産省の言い分としては、休日であった、それから、公私の別でいえば私用である、公用車は使っておりませんということで、案内状もない、先輩から電話で頼まれたということで、当然、局内の決裁も行っておりませんし、同行する職員もいないということでありまして、全くの私用であるということで文書をいただいております。

一方で、丹後会通信の記事を見ますと、まず、平成二十八年年度丹後会の総会は、来賓としてお迎えした、二人来賓がおられまして、丹後の土地改良地区の理事長さん、そして近畿農政局の農地整備課長さん、お二人が来賓として御挨拶をいただきましたということであります。

そして、土地改良区の理事長さんの御挨拶では、今回行われる参議院選挙の比例代表に立候補されています進藤金日子氏を、私たち改良区といまして、理事を初め地権者、営農者を含め一生懸命応援に取り組んでいるところでございまして、このことを御挨拶され、過日も理事が手分けをしてポスターを張ったり看板をついたり、ポスターも丹後市の最も目につきやすい場所に張り、支援の輪を広げているところであります、私たちも一生懸命取り組んでいきたいと思っております、御挨拶をされています。土地改良区の目的が、一つの政党の、参議院の比例の候補を応援することにあるのかと見まがうような御挨拶をまず来賓としてされました。

その後を受けて、近畿農政局の農地整備課長が来賓として御挨拶をされています。

その中で、この整備課長さんは明白に、「近畿農政局としまして、これまで農業基盤整備促進事業等で支援を行ってまいりましたが、今後も現

場の声を踏まえながら各種補助事業で支援して参りたい」と言い切っておられます。

私用であります。大学の先輩に頼まれて、中年のおっちゃん、単に先輩の縁故で、個人として、私用として行っておりながら、近畿農政局を代表して、補助事業の予算をしっかりとつけますということを明言なさる。これは明らかに、国家公務員倫理法第三条第二項、「職員は、常に公私の別を明らかにし、」という条文を読んだときに、明らかに公私混同であるということを、これは常識的にそのように感じざるを得ないわけであります。これは恐らく、国民の皆さんお一人お一人に聞いたときに、これをもって公私混同と言わないという感覚は多分ないと私は思います。

これに対して、農林水産省からは、形式的なへ理屈の論理は当初から官僚の皆さんから聞かされてまして、メモをとれということでもメモを最初はとらせていただきましたけれども、これは大臣、幾ら何でも国民の常識と少し違う。

私も霞が関におりましたので、先輩と後輩、現職の関係、あるいは、時代も変わりますので、その時々々の役所や役所のOBをめぐる国民の感覚あるいはマスコミの取り扱い、それぞれ違ってきています。それは、だんだんだんだん厳しくなってきたらと思うんですが、肌感覚で。

私も霞が関に二十三年間身を置きましたけれども、昭和五十五年に入省して以来、毎年毎年官僚に対する目が厳しくなり、OBに対する目が厳しくなる中で、これは個人ででしたら呼ばれないです、たとえOBの会といえども。私も現職の課長時代、税務署長の時代、OBの会によく呼ばれました。個人では呼ばれません。それは肩書で呼ばれるんです。肩書で呼ばれるから肩書で挨拶するんです。まさにこの整備課長は肩書で挨拶しているんじゃないですか。整備課長として来賓で近畿農政局を代表して、予算をつけると言っているじゃないですか。これは明らかに公私混同であります。このようなことをやっているから、国民の目が大変厳しくなる。

東北農政局の談合事件は、これは調査を見なければわかりません。疑わしきは罰せずであります。私たちは、そんなことはないと思いたい。しかし、このような問題、さらには、この後、岡本委員が御質問されますけれども、NPO法人美しき田園21、五百人の農政局OBだけのNPO法人があつて、そういうことが国民の目から見たときにどうなんだろうということでありまして、これは本当に残念なことでありまして。

大臣の御所見をお伺いしたいと存じます。

○山本(有)国務大臣 もとより、国家公務員は廉正そして公平公正でなければなりません。そうした意味において、常に緊張感を持って、規律正しく職務に遂行していただきたいと思います。

そして、岸本委員が御指摘のとおり、国民の国家公務員に対する目は日に日に厳しくなっています。その意味において、農林水産省の関係当局もかなり厳しい目で見られているということを前提に、さまざまな行政行為を行っているということを感じているところでございます。

近畿農政局農地整備課長の聞き取りの結果は、国家公務員倫理法に違反していない、また、国家公務員法の政治的行為を行ってはいらないことにも違反していないというように認識をしております。

そしてさらに、丹後会総会に農政局農地整備課長として紹介され、挨拶を行ったことにつきましては、職務上の行為という発言ではないというように考えております。

特に、国営丹後地区での営農状況を紹介し、整備された土地改良施設が適切に維持されていることを感謝するというのが主たる趣旨であつたという挨拶の内容。これとあわせて、これまで農業基盤整備促進事業等で支援を行ってきたことを紹介しつつ、今後も現場の声を踏まえながら各種補助事業で支援するといった一般的な農業施策を紹介しているところと、ごさいまして、特定の便宜を図ったりする等の意図は全くないというように思います。そこで国家公務員法上の信用失

墜行為の禁止あるいは守秘義務等に違反していないということを確認しているところとございいます。

以上のように、国家公務員法及び国家公務員倫理法で規制される事項に該当する事実はないというように考えております。

○岸本委員 山本大臣、大変残念であります。大臣としてのお立場で、役所を守るための御答弁と思いますが、官僚の書いた文章をそのままお読みになる、大変つらいお気持ちであろうかと思いますが、大変残念であります。

近畿農政局としては、一般論じゃありません、近畿農政局としては補助事業をやっています。一般論じゃありません、個別論で、予算をつけますと言っているわけです。これは公私混同だと思ひますが、水かけ論になります。これは議事録に残して、ぜひ、このインターネット中継を見ている国民の皆様にもしっかりと訴えをして、私の質問を終わる、岡本委員につなぎたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○北村委員長 この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府地方創生推進事務局審議官青柳一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○北村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○岡本(充)委員 民進党の岡本です。きょうも質問の時間をいただきました。

大臣、今の岸本委員とのやりとりを聞いていて、本当に私も残念でならないんですよ。大臣、問題点を率直に認めて改善すべきは改善をするということをやらなければ、やはり国民の信頼は得られませんよ。

組織を守ることにきゅうきゅうとしている今の体制。結局、きょうも、残念ながら、大臣、農村振興局長が答弁に立たないという決断を農水省みずからしました。私は局長の答弁について不可と言ったわけではありませんから、それは最終的に農水省の組織として、局長答弁をしないという決断をしましたというこの連絡を深夜にいただきました。こういうある意味組織を守る論理に、大臣がその方向性に、了という方向性を出したとするのであれば、これは大きな間違った判断だと私はまず冒頭指摘をしておきたいと思えます。

さて、きょうは急な質問通告で申しわけありません。朝の新聞を見て驚きました。十二ページ目、いきなり一番最後から、資料ですけれども、朝日新聞のけさの朝刊一面に、文科省に加計学園計画記録文書、内閣府、早期対応を求めるというふうに記事が出ておりました。

きょうは内閣府の審議官にもお越しをいただいておりますが、こうした文書に書いてある、例えば、一番最後の方でありますけれども、「今治市の区域指定時より「最短距離で規制改革」を前提としたプロセスを踏んでいる状況であり、これは総理のご意向だと聞いている」と記されている文書が文科科学省にあったそうではありますが、こうした話を文科省とした、これは事実でありますか。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

まず、報道にある文科科学省の文書とされております文書につきまして、文科科学省に確認したところ、出元もわからず、その信憑性も定かでないということでございます。まずは内閣府として、この文書についてお答えする立場にはございません。

その上で、報道にありますようなやりとりが行われていたかどうかについては、現時点では確認できておりません。

○岡本(充)委員 いやいや、ちょっと、では、審議官自体はこうした総理の御意向があるということ

とを承知していましたか。

○青柳政府参考人 お答えいたしますが、私個人という立場におきましては、承知はしております。

○岡本(充)委員 これは、文科省や首相官邸の幹部の実名、加計学園という具体名が記されたページであったという記事でもありますが、具体的に十月四日という日付も入っていたという記事でありました。

これは農水産委員会ですから、今度は角度を変えて、獣医学部新設について、獣医師の需給の問題について、内閣府もしくは他の府省から、これは官邸の意向であるから結果を出すように、もしくは官邸の意向だということについて、農水産省の中で認識をしていた事実はありますか。

○今城政府参考人 お答えいたします。

獣医師の需給と申しますか獣医師の現状について、特区でそういう議論が行われているということとで、求めに応じて現状を御説明するということがございましたけれども、総理云々あるいは官邸云々というようなお話は一切承知しておりません。

○岡本(充)委員 では大臣、総理もしくは官邸の意向として、獣医学部の新設、加計という名前はともかくとして、こういう意向があるということは大抵は御存じでしたか。

○山本(有)国務大臣 大臣就任後、そうした意向について認識をいたしました。

○岡本(充)委員 大臣の言っていることとちょっと違いませんか。官邸の意向、総理の意向、大臣は承知をしていた、局長は承知していない、そういうことではないんですか。

○今城政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、獣医学部の新設について特区で議論が行われているということとで、内閣府から、求めに応じて、獣医師の現状なり、そういうことについてワーキンググループ等で担当課長がヒアリングを受けるということとはございましてけれども、その際に、この新聞で書か

れてあるようなお話、要するに、総理はこういう意向であるのでスケジュールはこうだとか、こういうことで進めるようにとかいうお話は一切承知しておりません。

○岡本(充)委員 そういう限定はつけていないんです。官邸もしくは総理の意向として、獣医学部の新設を進めたいという意向があるということことは、局長、把握をしていたか、広い意味で。

○今城政府参考人 そういう意味では承知しております。

○岡本(充)委員 これは不思議なんです。大臣は承知をしていた、局長は承知をしていなかった。つまり、大臣だけ承知をしていて、局長には大臣はこれをお話しされなかったということなんでしょうかね。

どういふふうにして大臣はそういう意向があるということをお承知しておいて、省内ではどのようなことをお伝えになられたか、全く伝えずに自分だけで抱えていらしたのか。

○山本(有)国務大臣 官邸の意向というよりも、加計学園の方々がいらしたときに、そうした意向があるということを加計学園から聞いて認識をしたということとでございまして、総理に確認したわけでも、また、官邸のスタッフに確認したわけでもありませんし、総理あるいは官邸のスタッフからそのような意向があるということをお聞きされたわけではなく、八月下旬に加計学園の皆さんからそのような話題が出たというところでございます。

また、今城局長とその件について議論をいたしましたのは、戦略特区の会議に呼ばれた折に、私の発言についての調整をしたときに、正式にさまざま議論をさせていたのだ、こういうこととでございます。

○岡本(充)委員 それはいつの話ですか。

○山本(有)国務大臣 国家戦略特区の会議に臨時委員としてお招きをいただいて、発言をする二、三日前だろうというふうに思っています。

局長は、官邸もしくは総理の意向があるやに加計学園が言っているということを承知されたということですか。かみ合っていないじゃないですか。

○今城政府参考人 済みません、私が申し上げておりますとおり、ただいま大臣が御答弁されたように、十一月九日には諮問会議に大臣が臨時委員として出てくださるという依頼がございましたので、そのときにどういふ発言をするかという打ち合わせをされたというお話でございます。そのときに、官邸の意向がこうであるとか、そういうお話をしたというわけではないということでございます。

○岡本(充)委員 もう一度確認させていただきます。そうしたら、加計学園から総理ないしは官邸の意向としてそういう意向があるということは聞いたけれども、大臣として総理ないしは官邸のスタッフには確認はとっていない。しかし、そういう意向があるということを加計学園が述べていたということについて、局長にその打ち合わせの中で大臣は伝えられた、こういう理解じゃないんですか。それとも、それすら伝えずに、加計学園から聞いた話というのは誰にも言っていない、こういう話ですか。

○山本(有)国務大臣 八月下旬に加計学園の皆さんがお越しになった折に、大学設置の話題になりました。あらかじめ、陳情ではなくて、単に挨拶ということで来られました。また、加計学園の皆さんから、総理の意向だとか官邸の意向だとかいう話をお伺いしたことはありません。

○岡本(充)委員 では、もう一回確認です。冒頭伺いましたけれども、加計学園がということではなくて、要するに今治の特区内で獣医学部をつくりたいという意向が、加計かどうかはともかくとして、総理、官邸の意向であるということについては大臣は聞かれていた、そこまでは間違いないわけですね。

○山本(有)国務大臣 いまだに総理からこの件の話をお伺いしたことは一切ありませんし、官邸スタッフから何らかのこの件に関する連絡や情報

提供も一切ありません。

○岡本(充)委員 では、私の冒頭の質問に対する答弁は一体何だったんですか。

○山本(有)国務大臣 私は、国家戦略特区で今治に獣医学部ができるかどうかについていつ知ったかという問いだということに思っております。

○岡本(充)委員 では、今治に獣医学部をつくる特区の話があることを知ったのは八月であつて、それ以前は特区をつくる話があることすら知らなかった、これでよろしいですか。

○山本(有)国務大臣 そのとおりでございます。

○岡本(充)委員 その上で、改めて確認です。

加計学園から、総理ないしは官邸の意向として、加計学園に獣医学部をつくってほしい、もしくは獣医学部をぜひつくってもらいたいなどの話があるんですよという情報提供を含めて、総理からじゃない、官邸からじゃない、加計学園からそういう話を聞いたことはあるんですか、ないんですか。

○山本(有)国務大臣 加計学園からありません。

○岡本(充)委員 この議事録を後でちよつと確認させていただいて、もう一度整理をしたいと思いますが、ということになると、もとの話にもう一度戻ります。

きょうは内閣府の審議官にもお越しいただいていますが、もう一度改めて確認しますが、現在、内閣府としてそういう働きかけを文科省にやっただろうか、働きかけもしくは回答を行ったかどうかについては調査をしている最中であるが、農林水産省に対してはそうした意向の伝達等を行った事実はない、こまめだが当委員会でも確認できることとよろしいんでしょうか。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

文部科学省とのやりとりについてはきちんと確認をする必要があるというふうに認識しておりますが、農水省との間で、特段、総理の働きかけ云々という話は承知しておりません。

○岡本(充)委員 ということは、やはり内閣府と

の間には何らかのやりとりがあったけれども、それがどういふことか事実関係は確認しているけれども、農林水産省に対してはそうした意向の伝達は行っていない、これで正しいかどうか、これだけ。正しいかどうか、いかがですか。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

御質問の趣旨が、ちよつときちんと正確に認識しているかというところはございますけれども、農水省との間で官邸の意向云々というようなやりとりについては承知しておりません。

○岡本(充)委員 承知をしておりますというの、個人として承知をしないんじゃないかと、組織として、農水省に対してのいわゆる官邸の意向、もしくは総理の意向などのいわゆる説明や伝達はしていない、以上でいいですか。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

○岡本(充)委員 わかりました。これも後ほど議事録として残りますから、農水省に働きかけがなかったということであれば、それは農水省の話ではなくて文科省との話ということになるでしょうから、また後刻の展開を追いたいと思います。

急にお呼びをされましたので、内閣府の青柳審議官、もしあれでしたら退席をさせていただいて結構であります。

それでは、本題に入らせていただきますが、きょうの本題は、美しい田園21の状況について、いろいろ農林水産省に伺いました。前回の質問を経て、残念ながら、調査をするという意思や調査をするという意欲も感じられないというか、申しわけないですけれども、組織防衛に走っているという気がしてならないわけです。

私の方で調べさせていただいた資料が、結局、六ページに、美しい田園21の事業報告書に基づく年間役員及び社員のうち十人以上の者と、農林水産省に在籍していたと思われる者の同姓同名の対比表というのをつくってみました。

いや、見事なばかりに、全員、農林水産省の職員に同姓同名の名前があったという現実です。こ

れはすごいことです。全くの偶然とは思えないんですけれども、大臣、農林水産省のOBの団体だったということ、これは認めざるを得ないでしょう。どうですか、この資料を見て。

○山本(有)国務大臣 これは東京都に届け出の特定非営利活動法人でございます。こうした法人の設立というのは自由でございます。活動についての定款等で示された項目は、社会教育や、まちづくり、学術、文化、芸術、スポーツ、環境保全、災害救援、子供の健全育成、経済活性化というようなことでございます。

こうしたOBが団体をつくるということに対しては、私も関知するところではございませんし、また、この目的のとおり活動していただければ、我が国にとって大変有益ではないかというふうに思います。

○岡本(充)委員 何か大臣、本当に電話帳みたいな分厚い答弁書を持って、それを一生懸命読んでるんじゃないかと、これは私も役所の人に言ったんですよ。それは組織防衛したい気持ちはよくわかるけれども、これは本当に、やはりこの委員会の場で率直に議論をして改善点を見つけていかなきゃいけないんじゃないか。

大臣、それは組織防衛のための電話帳ですよ、その分厚さ。すごい。私は、それをつくっていただいた事務方の人たちには申しわけないけれども、大臣、これは政治家の議論として、この国のあり方としてこれで本筋にいいのかということを考えて答弁していただきたい。

私のつくったこの資料を見たら、これは農林水産省のOBの団体だと言われても仕方ないですよ、ね、こう聞いています。何も、この目的は聞いていません。これを見たら、農林水産省のOB団体だ。しかも、技術系の皆さんばかりですよ。事務官がいらない。こういう団体だと言わざるを得ない。そうですね。

○山本(有)国務大臣 委員がそういう御認識であるということは承知をいたしました。

ただ、この団体の定款で、会員の入会について

特に条件の定めがないということでございますし、必ずしも役所OBだけを入会させるという決まりではないということは明らかでございますので、その意味において、私もこの団体について評価をするという立場にはございません。

○岡本(充)委員 残念だね、大臣。まだそれを読んでね。

だって、これは、これだけ全員、役員、代表社員、農林水産省のOBですよ。それは入会が自由だ、退会が自由だ。入会も会長の許可がなきゃ入れないんです、この団体。したがって、これは全く自由じゃないんですよ。

なおかつ、この役員を見たら、これは全くの偶然だと思いますか。一般の団体だったら、ほかの人でもいいでしょう、役員に。いないじゃないですか。それは一般の会員は知りませんよ。これだけ役員全員が農林水産省のOBであるという事実を突きつけても、まだなおOB会だということすら大臣は認めない。

OBの親睦団体かどうかは別として、OBを中心とした会なんだろうということぐらいは、これは認めたらどうですか。それすら認めない、その姿勢を国民の皆さんに見せるのなら、どうぞ、もう一度同じ答弁をされたいと思います。

○山本(有)国務大臣 OBの団体というなら、OBに限定した何か規約等があるように思います。が、同団体の定款を見る限りは、一般のNPO法人というように認識せざるを得ないというふうに思っております。

○岡本(充)委員 大臣、本当に、これじゃまともな議論ができないうすね。組織を見直していく、その意思がない。もう役人に言われたとおりの答弁をしていますね。

では、ちよつと聞き方を変えましょう。この組織のいわゆるお金の出入りについて、これは農林水産省が所管をする団体からどのくらいお金をもらい、そして、結果としてどういう収益になっているか、それは説明を受けていますか。

○山本(有)国務大臣 この団体に対して、直接、

補助金等の支出はありません。

○岡本(充)委員 私は事前に聞いていますはずですよ。この団体にお金を出している団体に対して農林水産省はお金を出していますよね、それはどういう状況になっていますか、平成二十八年、二十七年、二十六年、どういう状況になっていますかというのを事前に通告しています。どうですか。

○山本(有)国務大臣 岡本委員が御指摘の、この団体の関係の企業ということ、この団体のウェブサイトを、これにバナー広告を出している企業というように解釈をさせていただくならば、この団体にバナー広告を出している七社との契約額の合計は百億円でございます。

○岡本(充)委員 それは単年度でしょう。三年分調べてくださいと言っているはずなんですけれども。

○山本(有)国務大臣 二十六、二十七のデータにつきましては、ウェブサイトに掲載されております。したがって、各農政局の契約関係書類等、これをもとに集計、確認するというようなことは現在考えるところではありませんで、二十六、二十七についてのデータはお示しさせていただくところでございます。

○岡本(充)委員 これは契約額が出ないはずはないんですから、二十八年だけ出て二十七、二十六が出ないということはあり得ないんです。では、二十八の中身を聞きます。これは、随意契約、一般競争入札、期間入札など、契約方法の別にしてそれぞれ幾らずつですか、お金は。

○北村委員長 細目 答えられますか。時間がかりますか。

山本大臣。
ごめんなさい、時間はかからないそうですから。

○山本(有)国務大臣 バナーの企業……。ちょっと待ってください。(発言する者あり)
○北村委員長 では、速記をとめてください。

(速記中止)

○北村委員長 では、速記を起こしてください。

山本大臣。
○山本(有)国務大臣 NPO法人美しい田園21のホームページに広告バナーを載せている会社の契約金額を申し上げます。

まず、NTCコンサルタント株式会社三十五億二千七百七十四万二千二百四十円、次に、サンスイコンサルタント株式会社十四億三千六百三十四万六千円、三番目に、丸栄コンクリート株式会社ゼロ円、四番目に、内外エンジニアリング株式会社十五億七千六百六十四万三千四百円、水・みどり環境技術協会ゼロ円、六番目に、共和コンクリート工業株式会社ゼロ円、七番目に、日化エンジニアリング株式会社五億六千六百六十四万四千四百円、八番目に、チェリーコンサルタント二億六千五百八十四万二千円、九番目に、三祐コンサルタント十九億二百一十一万七千六百円、十番目に、若鈴コンサルタント株式会社八億六千四百四十万八千円。

以上でございます。

○岡本(充)委員 これは答弁を伸ばしているだけです。どういう方法で契約しているのかと聞いて聞いているんです。それぞれの細目を出してください。

○山本(有)国務大臣 契約方式は、品確法が成立した以降にさまざまな工夫がありまして、まず、簡易公募型プロポーザル方式が二百四十八件、四三・五、二番目に簡易公募型競争入札方式、総合評価で、これが二百三十四件、四一・三、三番目に簡易公募型競争入札方式が三十一件で五・四、一般競争入札方式、総合評価が五十二件で九・一、次に五番目に一般競争入札方式で二件、これが〇・四、六番目に指名競争入札方式で一件、〇・二、七番目に随意契約方式、緊急随意契約方式で二件、〇・四、合計五百七十件でございます。

○岡本(充)委員 それぞれの金額は幾らになるんですか。金額の内訳を聞いています。

○山本(有)国務大臣 それは調査をいたしております。

○岡本(充)委員 いや、きのうこれ、通告したはずですよ。この内訳について、一休金額が幾らで、そして落札率は一体どれだけのものか。

落札率はそれぞれ出るんです。

○山本(有)国務大臣 まず、これらの会社及び団体における平成二十八年の契約額及び平均落札率についてでございますけれども、再就職先の名称を明らかにできるところであります。まず、飛鳥建設、契約額二十三億円、平均落札率……(岡本(充)委員「違う違う。これね、これ。ちよつとも一回やり直して」と呼ぶ)どうぞ。

○岡本(充)委員 大臣、読んでいるところが違いますよ。私の資料の四ページ、これが先ほど大臣が読み上げた数字ですよ。この内訳で、今先ほどお話がありました、それぞれ一体どういう契約方式になっているか、そして、それぞれの落札率がどうなのか、こう聞いているんです。

○山本(有)国務大臣 失礼しました。

先ほど私が申し上げました落札方式、全五百七十件の業務の平均落札率は九二・七％でございます。

○岡本(充)委員 それは、このOBが在職しているとか、まさに今先ほどお話をしましたこの四ページ、バナー広告を出しているところがかぶってくるわけでありまして、農水省からいただいた資料によると、一番のNTCコンサルタントに三人、二番のサンスイコンサルタントに二人、それから、飛んで七番の日化エンジニアリングに一人、チェリーコンサルタントに一人、三祐コンサルタントに一人、若鈴コンサルタントに二人、これが累計の再就職OBである。これで間違いありませんか、大臣。

○山本(有)国務大臣 間違いございません。

○岡本(充)委員 つまり、契約金額があるところに見事にOBが再就職をしているというこの状況、そして、今出てきている七社で五百件以上の契約がある、二十八年度。これで間違いはないわけですね。

○山本(有)国務大臣 そのとおりでございます。

○岡本(充)委員 これだけの、しかも一般競争入札は本当にごくわずかで、〇・四％という答弁もありました。そういう意味では、これはまさに、ガチンコ勝負というよりは、いろいろな意味での情報共有をしながら落札者を決めていく、そういう方式が圧倒的多数である、それは間違いありません。

○山本(有)国務大臣 随意契約が多いということになっておりますが、いわゆる純粋随意契約というよりも、簡易公募型プロポーザル方式を適用している契約を類型別に分けると随意契約という分類になるわけでございます。この契約方式というのは、入札参加者を公募して、参加表明書の審査を行って、評価の高い者から複数社を指名して、提出された技術提案書が最も高い評価を獲得した者と随意契約する方式でございます。技術提案書を提出した者は平均で一件当たり二・九者となっているわけでございます。いわば三人程度で入札をしている、競争しているという現実がございます。

したがって、いわゆる随意契約、多いわけでございますけれども、公平公正な、しかも、品質面における公共事業の願いというものが込められた契約になっているというように私は思っております。

○岡本(充)委員 いや、これは随意契約の形を変えている話であって、金額についてもそうでしょうし、どういうものを求めるかということについても相談しながら決めていく、まさに、ここにOBがいて、現職とOBが一体となって、この事業をどこが進めていくか、それを決めていくことができるのがこの簡易型のプロポーザル方式じゃないですか。

そういう意味で、これはまさに、現職とそしてOBの意思疎通が重要になってくる、そういう契約方式ですよ。

○山本(有)国務大臣 もう委員つとに御存じのとおりでございますし、この契約方式というのは、会計法及び公共工事の品質確保の促進に関する法

律あるいは公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において定められた発注関係事務の運用に関する指針等に従って、重要構造物の計画調査あるいは高度な構造計算を伴う設計など、技術的に高度な専門知識が要求される業務に適用されるわけでございまして、何でもかんでもという意味ではなくて、かなりの専門性の高いものだけに限ってこうした方式をとらせていただいているという認識をしております。

○岡本(充)委員 ですから、私が言っているのは、技術の求めるものは何なのか、そしてそれにどう応えるのか、そこを打ち合わせをしながら決めていく、そういう決め方であることは間違いないです、そこについて確認です。

○山本(有)国務大臣 総合評価方式の入札で再就職した企業が高評価になるようにということの御指摘についてでございますけれども、全ての入札参加者にひとしく公表しつつ、工事に関する総合評価落札方式を実施しております、個別に何か不正が介入するような、それが簡易入札方式ではないというように認識しております。

○岡本(充)委員 大臣、それは、幾ら答弁書が分厚いからって、違うところを読んでいますよ。

大臣、私が聞いているのは、技術が高い事業に対してどういう技術を求めているかということについて、現職としてOBとが話をしながら、必要な、求められる工事の質やできばえを決めているのがまさにこの方式でしょう、それは事実ですよ、それだけ確認なんです。そのとおりでしょう。

○山本(有)国務大臣 OBの存在の有無により評価が変わるというように考えてはおりません。

この入札方式については、さまざまな観点から、各省庁、英知を出し合って、より耐久性の高い、そして技術的要請に合う、そういう発注方式を考えた結果、こういうふうになったというふうに思っておりますので、OB優遇の入札方式ということではないというふうに思っております。

○岡本(充)委員 大臣、違うペーパーを、差し入

れられたものを読まないでもらいたいです。

私が言っているのは、企業側と現職の農林水産省の技官が話し合いをしながら、その事業のできれば、質を担保していく、そういう入札方式もしくは契約方式ですよ、その事実だけを確認しているんです。

○山本(有)国務大臣 そういう現職とOBが連絡調整を……(岡本(充)委員「建設会社と言っているんですよ」と呼ぶ)建設会社……(岡本(充)委員「もしくは設計会社」と呼ぶ)

コンサルや設計会社等、それは、入札前後、発注関係の役所の方々は丁寧に説明するということは間違いありません。

○岡本(充)委員 そういう形で、まさに天下つていた企業と農林水産省の現職が事業について前後に打ち合わせをしている、前にも打ち合わせをしている、こういう方式だということです。これが圧倒的に多いという話であります。

では、続いて七ページに行きます。

この美しい田園21の二十七年度の事業報告書、東京都に提出をされている事業報告書によりすると、②の資源保全事業の中に、「国営事業の傳承に資する「水土の礎」の執筆を行った」ということで、事業金額が百七万三千円立っています。全国で八百一人がこの執筆作業に当たったのではないかと考えています、受益の対象者及び人数は一万二千四百七十六人と書いてありますが、この水土の礎というのを出しているのが、書いているのが、A R I Cという農林水産省の事業を落札している建設会社の皆さんの集まりであります。

この団体に所属する会員企業に対して農林水産省は一体幾ら契約をしているのか、これについてもお答えをいただきたいと思っています。

○山本(有)国務大臣 質問通告をいただいているい

いようで、私どもは答えられません。

○岡本(充)委員 通告しています。

この美しい田園21にお金を払っている団体に農林水産省がどれだけの契約をしているかということ

ているわけですから、当然幾らなのかという話をしております。(発言する者あり)

○北村委員長 では、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北村委員長 起こしてください。

○山本(有)国務大臣 先ほど、美しい田園21に対して、関係団体に支出しているというのは、既にバナー広告の企業としてお答えをいたしました。それ以外につきましては調査あるいは答弁準備というものは、通告がない以上、できておりません。

○岡本(充)委員 通告がないわけじゃない、私は言ったんです。美しい田園21にはお金を払っていない、農林水産省、それは聞きました。しかし、農林水産省がこの美しい田園21にお金を払っている企業に契約をしているんじゃないか、団体に契約をしているんじゃないか。農業土木会館の話も聞きました。こういう一連のかかわる団体についてだけの農林水産省が契約をしているのか、これについて、では大臣、調査していただけますね。

○山本(有)国務大臣 水土の礎の寄附者という意味で特定をさせていただいて、それを調査する、そうじゃないんですか。

○岡本(充)委員 ちゃんと聞いてください。

水土の礎をホームページに上げているのはA R I Cという団体です。この団体に所属している会員各社はいろいろあります。この会員各社とどれだけ、バナー広告を出している各社とどれだけ契約をしていたのか、出してもらいました。

同じように、A R I CもしくはA R I Cに加入している会社、団体に幾ら契約しているか、調べてください。

○山本(有)国務大臣 美しい田園21のバナー広告の企業について、私どもは把握をしております、調査をいたしました。

しかし、A R I Cのバナー広告の存在ありや否や、その広告を出している者がどなたであるや否

や、そしてそれについての調査というようなことをまず調査し、そして田園21と同じ調査をかけるということは可能でございますので、調査期間をいただければ調査ができるだろうというふうに思っております。

○岡本(充)委員 いや、これは大臣、ちよつともうごちゃごちゃになっている。美しい田園21のホームページはそうでした。

A R I Cのホームページに水土の礎というコーナーがあって、このコーナーに恐らくOBが執筆をして執筆料を得ているのではないかと想定される事業報告書があります。

このA R I Cという団体はホームページをつくっていて、一般社団だっと思えますけれども、こうした団体として、会員各社入っています。この各社は、農林水産省の所管する事業を契約していると思います。もしくは、何らかのほかの契約も含めて行っているんだと思います。その金額を、美しい田園21のホームページにバナー広告で出していた企業と同様に、一つ一つ、契約、契約金額、落札率、そして契約方式などを調べていただきたい。それをお願いいたします。

○山本(有)国務大臣 A R I Cの参加メンバーについて、まず承知をいたしております。したがって、そのメンバーがわかれば調査を行いたいということでございます。

○岡本(充)委員 A R I Cに聞けばわかると思えますよ、それは。農林水産省と大変関係の深い団体でありますから、そういう意味で、聞いて調べたいだけということではよろしいですか。

○山本(有)国務大臣 問い合わせ、かつ、わかる範囲で調査を行いたいと思えます。

○岡本(充)委員 ぜひお願いします。

恐らく、そうした団体にも農林水産省のOBが再就職しているんじゃないかというふうに思うわけですが、きょうは、官房長にも来ていただきました。お待たせをいたしました。

そもそも、このOB団体、美しい田園21のメン

バーの皆さんから、例えば現職職員の退職するであろう情報、もしくは近々退職する、こういった情報や、また、退職した職員の経歴等に対する問い合わせなど、こうした人事上全般の一般的な情報の問い合わせ、情報交換等をしたことはあります、ありませんか。

○荒川政府参考人 お答えいたします。

まず、文部科学省の事案の発生後におきまして、大臣の御指示によりまして、私ども、人事担当者に對しまして確認を行ひまして、国家公務員法に抵触するような情報提供を行ったことはないということを確認しております。

さらに、今般の談合に関する朝日新聞の報道の後に、同様に大臣の御指示をいただきまして、同じく人事担当者に対し確認を行ひ、国家公務員法に抵触するような情報提供を行ったことはないということを確認しております。

○岡本(充)委員 その人事担当者というのは、どこまでの範囲を指していますか。

○荒川政府参考人 まず、農林省全体の人事担当者という意味では、事務次官、農林水産審議官、大臣官房長、私でございますが、それから秘書課長でございます。

それから、朝日新聞の談合に関する件につきましては、農林振興局の整備部設計課長に確認をしたところでございます。

○岡本(充)委員 だつて、文科省の事案も、必ずしも課長じゃないんだよね、情報提供していた人たちは。もう少し広く聞くべきじゃないんですか。そういう意味では、もう少し広く聞いて確認をとっていただきたいと思いますが、官房長、いかがでしょうか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

職員の再就職の問題に関しましては、本件の談合の報道に関するものも含めまして、文科省の事案を契機にいたしまして、現在、内閣人事局が全省庁を対象にいたしまして調査を実施しておりますところでございます。私ども、これに誠実に対応してまいりたいというふうに考えております。

います。

○岡本(充)委員 いや、私、きょう提出していませんけれども、今回の美しい田園21の中にも名前が出てきている方の再就職を見てみると、首を傾けたくなる人がいるんです。北陸農政局佐渡農業水利事業所長を経て平成二十四年三月三十一日に退職されたのに、その九日後の平成二十四年四月九日には一般社団法人農業土木事業協会に就職している。わずか九日間ですよ。これは、現職のときに何らかのアクションを起こさずして、こんな九日で再就職するのは、やはりどうも無理だと思ひますよ。本当に何にも就職活動をせずに三月三十一日に退職して四月の九日に就職をする、こういう現実が、農林水産省の公表している再就職状況を見てもあるわけですよ。これを、こういうものがあつても、課長にしか聞かない。

そして、文科省の事案でも、課長補佐以下、ノンキャリアの人たちがかわつていったということも明らかになつていくわけですから、これは、何も管理職だけではなくて、きちつと調査をするべきではないか。もつと言へば、聞いてくださいと言つていくわけですから、それは内閣人事局の調査に協力するのは当然のことですが、この委員会から聞いてくださいという要請がなされたわけでありまして、それに対してきちつと調べ、聞くということは、聞くだけですから、これはどうですか。

大臣、ちよつとこれ……(山本(有)国務大臣「まず」と呼ぶ) まずじゃなくて、やっぱり大臣のこれは政治判断ですよ。だつて、官房長が言う答えは見えています。内閣人事局の調査に協力していきたい、そういう話でしょう。どうなんですか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。まず、最初に御質問のございました二十四年三月三十一日に離職をし、四月九日に再就職をしている云々の話でございます。

これは届け出をされておる資料にもございますけれども、そのようなことになっておりますが、

この届け出を行う際には、内閣人事局に報告をいたす前に私ども人事担当部署で届け出者の本人からお話をお聞き取りをして報告をするということになっておりまして、この報告によれば、在職中の就職活動はなかったというふうに承知しております。

それから、繰り返しになって恐縮でございますけれども、今回の文科省の調査につきましては、内閣府再就職等監視委員会から法律に基づいて調査要請が行われたものだというふうに承知しております。一方、私ども、そういうことは受けていないわけでございます。

いずれにいたしましても、職員の再就職問題につきましては、人事局の全庁調査にしっかりと協力をしてまいりたいと思つております。

○山本(有)国務大臣 三月三十一日に離職し、四月九日に再就職、これは外形上疑われるべき期間だろうというふうに認識しております。

しかし、このことにおきまして、それはもう私が認識する以前に、人事担当者が詳しく本人の聞き取り調査等、周辺を調べて確認して、経緯等の確認もいたしまして、在職中の就職活動はなかったというように承知しておるわけでございます。再就職における、就職における何らか行動規範に違反するものではないというふうに認識しております。

○岡本(充)委員 大臣、私が聞いているのは、これは政治判断なんですよ。聞くだけです。今の官房長の答弁にあつた、管理職にだけ聞いているというこの状況ではなくて、広くその下の職員にもなぜ聞くことをしないんですか。内閣人事局が調べているからと言ひますが、当委員会ですら聞いてくださいと言つていくわけですから、その点についてだけ聞いて、理事会報告でいいじゃないですか。なぜそれが報告できないんですか。

○山本(有)国務大臣 既に、三月に新聞の報道で、公正取引委員会の立ち入りがあつたという報道を受けて、そして再就職、これについての疑義

が疑われるというようなくだりもあつたわけでございます。

したがひまして、私といたしましては、内閣人事局にお尋ねをさせていただきまして、こうした発注にかかわるそうした再就職問題についても特にお願ひしたいというふうに、あえて出向きまして、そして依頼をしたという経過がございますので、そのことをもつて、私ども、徹底的に、農水省が農水省の職員を調べるのではない形での内閣人事局にお願ひをしたということが既にあります。(発言する者あり)

○北村委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北村委員長 速記を起してください。

それでは、改めて官房長から答弁をさせます。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

何度も同じことを申し上げて恐縮ですが、私ども、内閣人事局が行つております全庁調査に協力をしていくというのは基本だというふうに考えております。

しかしながら、今先生からお話ございました、秘書課長だけではなくて秘書課の課長補佐までということでございます……(発言する者あり) 秘書課の課長補佐、係長、人事担当のいうことでございますれば、そういう方向で検討してまいりたいと思つております。

○岡本(充)委員 必ず聞いて、理事会報告していただきたいと思います。

それはいいいですね、委員長。

○北村委員長 後刻、理事会協議といたします。

○岡本(充)委員 私、きょうはもつと時間をかけて聞きたかつたんです。

いや、これ、現職職員と美しい田園21のNPOのメンバーと、かなりさまざまところで交流を持っています。現職職員が勤務時間中に、勤務時間外、プライベートはわからないと言ひますが、勤務時間中に美しい田園21の職員と接触を持つてゐる事例は、官房長、把握をされているんで

す。

○荒川政府参考人 私、大臣官房長でございますが、所管部局の長ではございません。申しわけございませんが、今御指摘のあったことについては承知しております。

○岡本(充)委員 では一般論として、人事管理はしているわけですね、官房長。職員が勤務時間中に事業所を出て、そして何らかの活動をする場合には、当然決裁が必要になりますね。それはどうですか。

○荒川政府参考人 正確な答弁は、担当部局の長を参考人として招致をしていただければ御答弁をさせていただきますことになると思いますけれども、一般論というお尋ねでございますので、一般論で申し上げますれば、現役職員がOBの方々と接触することにつきましては、当然ながら、勤務時間内であれば年次休暇を取得することですとか、あるいは国家公務員法、倫理法等に違反しない形でそういう接触をされるということでございます。特段問題がないと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、具体の何らか先生がお考えになるような話があるのであれば、これは徹底して調査をいたしまして、入札マニュアル等に從って調査をしてまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 東海農政局のホームページによると、平成二十六年十月十七日金曜日、国営中勢用水土地改良区の北幹線水路末端調圧水槽付近の草刈り、金曜日に現職の職員と美しい田園21とやりましたということを農政局のホームページに載せています。これは休暇をとって行ったということではないと思うんですね、ホームページに載せていますから。さすがにこれは私用だという話にはならない。

ちなみに、過去の話じゃなくて、今月の三十日には、関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所が連絡先となる、常陸大宮市、御前山ビオトープにおける共同活動、これは火曜日です、予定されています。

ます。

こうした勤務時間内に行われる、これは連絡先が農業水利事業所になっていきますからね、美しい田園21と並んで。こういうような活動は、当然のことながら、大臣、農林水産省として決裁をして活動に当たっていただければ、国家公務員の現職として問題がある、そういう認識で間違いありません。

○荒川政府参考人 一般論で申し上げます。先生のおっしゃっておられる個別の事案については私承知しておりませんが、農政局ですとか土地改良区などが主催をいたしまして草刈りなどの環境美化活動に公務として参加している例があるということは、あるようでございます。

これは、主に国が、まさに公の方が、公の主体が実施する施設管理の一環として、平日や休日問わず、公務として実施している例があるというふうに聞いておるところでございます。

○岡本(充)委員 その実態をぜひ、大臣、調査していただきたいです。それは、だから資料として決裁しているはずですから、いつ、どれだけ、どこで、どういうふうにして、そして、そこで美しい田園21のスタッフと、メンバーと出会っているはずですよ。

現に、五月三十日、これは消えちゃうかもしれませんが、私が指摘したから。これからですよ、火曜日。これは、連絡先は美しい田園21のメンバーの名前と並列で関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所の連絡先が書いてあるという、要するに併記になっているわけですね。

これからもあるようです。現実的に今こういう決裁がなされ、そして過去にどういう事業があったか、これは調査をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 御指摘のケースは官房長が答弁いたしましたように、ダムの施設管理で公務で赴いたというように思いますが、なお調査をしていきたいというように思っております。

○岡本(充)委員 では、委員長、これ、包括的に

わかる期間、三年なら三年、五年なら五年、どのくらい、こうした、いわゆる公務として、美しい田園21と一緒にさまざまな事業を現職職員がやっているのか、この実態を理事会協議としていただきたいというふうに思いますし、もちろん、美しい田園21以外のメンバーを含めてでも、実際、公務としてどれぐらいのこうした草刈りを行っているのか。つまり、事務所の職員が行くんですよ。草刈りの業者を依頼するんじゃない。事務所の職員が出て行って行っているのか、それを実態を報告していただきたいと思えます。理事会で御協議いただきたい。

○北村委員長 今の御提案について理事会で協議をいたします。

○岡本(充)委員 きょうは、本日はマグロの問題もやらなきゃいけないぐらい大変大きな問題があった、やりたかったんですが、済みません、朝日の記事があった関係で、きょうも質問ができませんでしたけれども、これまた引き続きやらせていただきますと思います。水産庁の皆さん、御準備いただきましてありがとうございます。また次回、よろしく願います。

○北村委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 おはようございます。今国会で初めて一般質問をさせていただきます。

今回は農業関係で法律がたくさん出ているものですが、水産や林務の皆さん方にお伺いする機会がなかなかなかったもので、できるだけそちらの話題に行き着きたいというふうに思っているんですが、与えられた時間が二十分しかありませんので、できるだけ頑張って質問しますが、答弁もできるだけ簡潔にお願いしたいというふうに思います。

最初に、先ほども、朝、質問がありましたけれども、国家戦略特区で農業支援外国人について受け入れるということが新たに、きのうですか、衆議院の特別委員会では採択をされたようであります。

すが、基本的に、外国人労働者の政策というのは、今日まで、専門的、技術的な分野は積極的に推進をする、それ以外の分野は慎重に対応するというのが基本線であります。入管法も同じようなことでありますけれども、今回の農業外国人の就労解禁と俗に言われているものについては、労働力不足というふうなことを理由になし崩しになるのではないかとという危惧があるわけでもあります。

今日までの技能実習制度では、三号技能実習生、いわゆる三年間務めた方ではありますが、三号技能実習生で試験の合格者に限ってその後の延長という、ある種、厳格な制度があるわけでありまして。

諸外国の例ですが、外国人を受け入れる場合には労働市場化テストという制度を使って、常用邦人、自国の人たちの枠を超えない範囲で許可するという市場テストというのが一回あるわけでありまして。

昨年の家事労働の特例は、これは請負方式というふうな仕組みがとられているというふうに認識をしておりますが、今回の農業外国人の就労解禁では、特定機関という、この機関も若干いかがわしいんですけれども、特定機関を使って複数契約も可能ということになってしまっているのではないかと、また技能実習生の方からの引き抜きが起きるのではないかと、あるいは地域外の就労も可能になるのではないかなど、さまざまな懸念があるわけでありまして。

きょうは国家戦略特区全体を束ねていただいております内閣府から来ていただいておりますが、これらの制度では、今申し上げたような懸念についてどのように担保されているのか、まずお伺いをさせていただきます。

○松本副大臣 多岐にわたる御質問を頂戴いたしました、ありがとうございます。御説明をさせていただきます。今回の農業外国人の就労解禁につきましては、なぜ国家戦略特区として実施をするのかとい

うことでありますけれども、今回の農業外国人の就労解禁は、経営規模拡大などによる強い農業を実現するために、一定水準以上の技能等を有する農業外国人材の入国、在留を可能とするものであります。これによりまして、生産性の向上、農業分野の産業の国際競争力の強化が図られることが特区の目的に適合すると判断をしたところであります。

一方、農業分野における外国人の在留に関しましては、技能実習制度におきまして多くの実習生の失踪や問題ある就労環境などの事案も生じているというふうな承知をしているところであります。これらを踏まえまして、入管法を所管する法務省、外国人労働者の保護を所管する厚生労働省、農業を所管いたします農林水産省の間で慎重に議論、調整を重ねてきた結果、まずは区域を限定いたしまして、十分な管理体制を確保した上で、実証的に特区で事業を実施するものとさせていただきます。

○佐々木(隆)委員 特区ですから、それは全国展開するわけじゃありませんので、地域が限定されるのは当たり前といえども、地域が限定されますけれども。

非常に気になるのは、農業の労働力不足だ、生産性向上だということが大きな理由になっているので、その分だけ、いわゆるなし崩しの開放になっているのではないかと懸念。それについては今のお答えでは必ずしも納得できないんですが、あわせて聞かせてください。

さらにまた、外国人の労働の権利保障とか、それから、特定機関というよくわけのわからない機関が今度できるんですけれども、その監督指導というのが極めて厳格に行われなければ、先ほど私が申し上げたような懸念というものを払拭することはできないと思うんですが、あわせて内閣府の方からお答えいただければと思います。

○松本副大臣 私の方からは、これは一人人手不足解消が目的なのかという御質問に対しては、回答をさせていただきます。

農業分野の人材確保策につきましては、そもそも所管省庁におきまして、女性農業者の活躍推進などのさまざまな対応が行われているものと承知をしているところであります。

今回の農業外国人材の就労解禁は、人手不足対策を目的としたものではありません。農業の成長産業化に必要な人材を確保することによりまして、産地での多様な作物の生産などを推進し、経営規模の拡大などによる強い農業を実現するために行うものでありますので、その点、御理解を賜りたいと存じます。

○佐々木(隆)委員 人材確保と強い農業をつくっていく、それは、結果、人手不足という話なんだろうと思うんですが。

そういう意味では、さらにまた今回は、技能実習制度に比べると縛りが極めて緩いんですよ。だからこそ、ひょっとすると、技能実習で三年を超えた方で試験にパスした人がそっちの方に流れていくという可能性もあるわけですよ。

だから、技能実習制度とのとり合いみたいなものに歯止めをかけるということが実質的にできなくなるのではないかと、いろいろなことあり、さらにまた、先ほど申し上げた労働者の権利とか特定機関の監督などについては、これは農水省でしようか、その点をどう担保するか、ぜひお答えください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、特に技能実習生との違いも含めた人の関係でございますけれども、具体的には、これは今、政令で定めるということになっておりますので、政令につきましましては今関係省庁で検討中でございます。まず農林水産省としての考えを申し上げます。

まず、基本的には、農業に関する一定の知識経験を有する者ということで考えております。

技能実習生につきましましては、まず、国際協力の観点ということで、技術を一から修得するという考え方で制度ができております。修了後は帰国して、その国の経済発展に寄与していただくという

ことでございますので、我々の方では、即戦力となるような、現場を取り仕切る人材という形で考えておりますので、技能のレベルに一定の差があるものというふうな考えております。

ただし、技能実習制度を何年か続けていたいただきますと、一定の技術は向上していくわけですので、その方が一旦帰国した上で、その国の経済発展にまず寄与していただいた上で一回来るということとは、想定範囲内に置いておるところでございます。

いずれにしろ、技術の差というのが一定程度あるというふうな考えております。

続きまして、監督体制、これは非常に大事なことでございます。

こちらにつきましましては、本事業実施に当たりましては、受け入れた外国人の保護が図られますように、今後関係者が講ずべき措置を指針において定める際に、適切に措置する必要があると考えております。

具体的には、家事労働のスキームも参考にいたしまして、関係自治体及び国の行政機関が参画する適正受入管理協議会というものを設けて、特定機関の労働関係法令の基準への適合性の確認でありますとか、監査、巡回指導、こういうことを行ってまいりたいというふうに思っております。

加えまして、外国人材からの苦情相談窓口、こういうものも適正受入管理協議会等に設けたいという方向で関係省庁と連携して調整を進めているところでございます。

○佐々木(隆)委員 技術レベルがある程度高い人で即戦力というのが大きな違いだと言っているわけですが、ということは、技能レベルを高めるまでは受け入れないということになるわけですか。あるいは日本に来てどこかで修得をさせるか。

だから、即戦力といったって、入国してすぐに使えないということになるわけで、そういう意味

では、技能実習生で修得した人が一番引っぱられるやすいという懸念はそこにもまだ残ってくるわけですか。

そこで、これは大臣、実は農業団体なんかでは、私の知っている限りでも、単協が海外へ行つて、そこで長い間信頼関係をつくって、そこで何人か、家族にもお会いをして、そしてここに受け入れてくれるという、ちゃんとした団体をつくってやっていると、たくさんあります。

特に象徴的なのが北海道の清水水農協というところなんです。ここの場合は、現地に法人をつくって、研修施設を設立して、そこで何年間か育て、そのことは現地の人々にも大変喜ばれるわけですし、同時に信頼もされるわけです。そうして受け入れるときには、農協の職員として受け入れるんですね。

ですから、もう身分は完璧にそこで保障されるという形で、実習生ですから、一人でするんということはせずに、ちゃんと技能実習をさせるという仕組みもつくって、農協ぐるみでそういうのをやっているというところは現実にもうたくさんあります。ですから、あえてここで特区でこれやるというのが、かえって安易なところの流れでいくのではないかなという大変心配をするわけがあります。

こういう方法にすべきではないかと私は思うんですが、大臣、どうでしょうか。

○山本(有)国務大臣 私ども、研修生、実習生の方で反省する点も非常に多かったわけがございます。その意味におきまして、北海道の清水水の例というのは、非常に傾聴に値するところでございます。

また、船の、インドネシアの皆さんを送る機関につきましても日かつ連等が関与しているわけでございます。まして、さまざまな手段、方法があると思えます。

一つに限らず、有用なものは随時取り入れて、そして、両国間の関係が良好になり、かつ、両国が産業的にもウィン・ウィンの関係になるという

ようなことを図っていきたいというように思っております。

○佐々木(隆)委員 ぜひそのようにしていただきたい。

だから、そういう仕組みがあるにもかかわらず、今回特区で、随分何か特定機関という新しいものをつくって、しかもそこは複数派遣も可能だみたいなことになつちやうと、労働力が不足しているからといって、やはりちよつと趣旨が違うのではないかという気がいたしますので、今大臣、そこら辺も研究していくということなので、ぜひそこはお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

内閣府から来ていただいておりますので、この問題ではなくて、ついこの間、規制改革委員会、この次は漁業と林業だということで、漁業、林業の規制改革の検討に着手と報道されておりました。

これは、規制改革委員会というか総理とか、とにかく第一次産業と医療と労働が大きな成長戦略のターゲットになっておりますので、そういった意味では大変心配をしております。

この規制改革委員会の検討に着手という報道について内閣府にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本副大臣 お答えをいたします。

五月十日に開催をいたしました規制改革推進会議農業ワーキング・グループにおきまして、林業、水産業の現状と課題につきまして農林水産省からヒアリングを実施したところであります。

具体的には、今井林野庁長官及び佐藤水産庁長官からヒアリングを実施させていただいたところでありま

す。

農林水産省からは、林業につきまして、森林の管理、経営を能力のある林業経営者を集積、集約化するための方策、また、これを補完するために市町村などが担う公的仕組みの検討状況などについて御説明をいただいたところであります。また、水産業につきましては、水産資源の不足が懸

念をされる中、漁業の成長産業化や数量管理などによります資源管理の充実を進めるために必要な施策につきまして検討していくとの説明をいただいたところであります。

これらの説明を踏まえまして、出席した委員、専門委員の間では、規制改革推進会議において引き続き検討すべき事項であるとの認識が共有をされたところでありますけれども、個別の改革項目についての議論にまでは至っていないというのが現状であります。

○佐々木(隆)委員 副大臣、報道によりますと、何でしたっけ、企業参入を推進するんだ、漁業権の取得を推進するんだというようなことが報道されていたんですけれども、そんな話にはなっていないということでしょうか。

○松本副大臣 今委員が御指摘された報道につきましては承知をしているところでありますが、先ほど御説明をさせていただきましたけれども、五月十日の農業ワーキング・グループにおきましては、個別の改革項目についての議論は行われておりません。漁業権の規制改革に向け検討に着手したとの報道は誤報であります。

○佐々木(隆)委員 今副大臣が誤報とまで言い切ったので、それはそう受けとめさせていただきます。ぜひ本場に誤報になるように、これはぜひ農水省の三役の皆さん方、これからしっかり主張していただきたいというふうに思います。

内閣府、どうもありがとうございます。以下、農水の皆さん方に質問させていただきますので、ありがとうございます。

水産についてお伺いします。

四月二十九日に、水産基本計画が閣議決定をされました。けさも部会で勉強会をさせていただいたんですが、二つあるわけですね。水産資源を持続可能な形でフル活用するとして、所得の増大と資源管理という二つの大きな項目を掲げて、以下、幾つかあるんですが、漁業経営体育成、養殖業の企業参入、数量管理による資源管理、I・Qも視野に入れるということですが、沖合漁業の規制

緩和、流通機構の改革などが挙げられているわけでありま

す。

ここで私が心配をいたしますのは、ここにも企業参入というものが出てまいります。養殖業の企業参入。それと、もう一つ気になるのが沖合漁業の規制緩和ですね。

特に養殖業ですが、沿岸の漁民の皆さん方は、主に漁協の皆さん方が中心になって、そこはみんなできり合いにならないように、あるいは、潮の流れによつていいところ悪いところがありますから、そういうものを調整しているわけですね。かつて宮城県がそこをちよつと、企業を参入しようとして大変な大混乱になったときに、そのとき私も農水にいましたので、漁協の皆さん方に叱られて大変な目に遭つたんですけれども、そんなことをちよつと心配するわけですね、この表現だけだ

と。

それともう一つ、沖合漁業の規制緩和というのが非常に気になるんですが、沖合と沿岸というのは水遠のテーマですから、ここに沖合の規制緩和と書かれると、沿岸の人は何かびくびくるんじゃないかと思うんですけれども、この二つについてお伺いをいたします。

○山本(有)国務大臣 先月閣議決定いたしました新たな水産基本計画では、養殖業につきまして、漁業者が、必要とされる技術、ノウハウ、資本、人材、これらを有する企業との連携を図っていくことは重要であるとした上で、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取り組みを行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策につきまして引き続き検討するということにされているところでございます。

また、資源管理や漁業調整上の必要性から、漁船のトン数制限等のさまざまな規制が存在しております。効率的な操業を妨げている側面もござ

います。このため、沖合漁業につきましては、数量管理等による資源管理の充実を通じまして、沿岸漁業者など既存の漁業秩序への影響を勘案しつつ、資源管理の方法も含めまして、規制緩和のあり方等について引き続き検討することとしておるわけでございます。

いづれにいたしましても、今後、多角的かつ丁寧に検討を深めてまいりたいというように考えているところでございます。

○佐々木(隆)委員 大臣の今のお答えである程度は納得できるんですけれども、結局、ここで積立ぶらすというのをかてつくりました。これはどちらかというと、沿岸漁民の皆さん方は零細が多いですから、沿岸漁民の皆さん方は積極的に入っていただいて、そこに所得的な積立ぶらすをセツトするという仕組みです。それはなぜかというと、農山漁村いづれも村対策なんですね。

そこはたくさん残つていくんだ、できるだけという意味を込めて、遠洋とか沖合に行く方は中型、大型になっていきますので会社形式の方が多いいので、そういった意味で、できるだけ零細な漁民の皆さん方が定着できるようにという思いを込めていたはずでありますので、その中で、やはり漁協の役割というのは私は非常に大きいと思うんです、そのときに。

ですから、今大臣から御答弁いただきましたけれども、いづれも、とりわけ企業参入のときには、漁協との調整というのはやはり条件づけておく必要があるんだらうと。その後、たしかそのこの一項目を入れたような気もしますので、ぜひそこは、そうしないと、後でトラブルになるというようなことはやはり未然に防ぐべきかなというふうに思いますので、ここは申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つは、水産関係ですけれども、先ほど岡本議員からも、きょうはマグロの話をしたかったという話がありましたけれども、そのマグロに限定する話はまた機会を見つけてやりたいと思うんですが、一つは、イカもマグロもサバも、魚種が今ほとんど変わつていつているんですね、とれる場所が。

それによって、漁業というのはそれぞれの魚種によって加工場もセッットになって全部ありますので、加工場が機能できなくなったりなんかするわけです。北海道でサバがとれ始めたときは、結果、岩手、宮城まで加工を持っていかなきゃいけなかった。今は自分らでやっていますけれども。そんなこともありますので、大変大きな変化が起きていると思うんですが、まず、このことについて調査されているのかというのが一つです。

もう一つは、マグロがオーバーをして、年間漁業実績を割られるというような、半減という表現もありますが、これは一つの例として、ここでもう一つ、水産基本計画で重要なものは、資源管理です。資源管理ということについて、海は世界じゅうのもので、それから、そんなことも含めて、世界の中で日本がやはりどれだけ水産国としてリーダーシップをとっていくかということも含めた資源管理が必要なんだというふうに思っていますが、この二点についてお伺いします。

○佐藤(一)政府参考人 佐々木先生の御質問にお答えいたします。

まず、資源関係の調査でございますが、水産庁では五十魚種八十四系群の資源評価を国立研究開発法人の水産研究・教育機構に委託して実施しておりますが、この主要魚種の評価に際しては、漁獲される魚種の変化についても調査を行っているところでございます。

それで、今先生の方からお話ございましたが、最近のスルメイカ資源の減少、あるいはマイワシやマサバ資源の増加などは環境要因の影響が大いだと認識しております。本年度からでございますが、環境の変化を効率的に観測するため、新しい機器ということで、いわゆる水中グライダーといったものを導入するなどしまして、海洋観測体制の充実を図っているところでございます。

また一方で、我が国周辺海域の資源のうち五割がいわゆる低位水準というふうになっております。

す関係上、今後、さらに、資源を適切な水準に維持するために、より効果的な取り組みを進める必要がある、このように考えておるところでございます。

そのため、資源管理の高度化を推進して、効果的に資源回復を図っていく必要があるということと、一つといたしましては、主要水産資源ごとの資源管理目標を導入するといったこと、二つ目は、複数の都道府県にまたがる広域資源につきまして、やはり国が積極的に資源管理の方向性を提示していくということ、三つ目といたしまして、TAC対象魚種の拡大や個別割り当て、I/Q方式の導入の検討等について取り組んでいく、このように考えているところでございます。

○佐々木(隆)委員 マグロのことでもそうですが、世界じゅうにいろいろな協議体があって、日本は常に責められる側にいるわけでありまして、私もマグロの交渉で行ってきたことがありますが、私ども、やはり日本が世界に発信する立場にならないと、本当の意味で資源管理ができないというふうに思いますので、そこは、今、本格的な観測体制もつくるということでありますので、期待をしておりますので、ぜひ、しっかりとした管理体制を、世界に発信できるような管理体制をお願いしたいと思っております。

せっかく林野庁にも来ていただいておりますので、あと五分しかありませんので、本当は二つ聞きたかったんですが、一つだけお伺いしたいと思っております。

一つは森林環境税なんですが、これは提言だけにさせていただきます。

要するに、来年、平成三十年の税制改正に間に合わせるということで、ずっと関係者もみんなそんな思いで進んできておりますので、そうしますと、もう間もなくであります。時間がありません。その中で、徴収の仕方と使い方の両面の話があると思うんですが、とりわけ差し迫っているのが徴収方法でありまして、既に実施をしている自治体の皆さん方との調整、それから都市部の自治

体の皆さん方との調整、あるいは関係省庁の調整などなど、早急にこれは取り組んでいただきたい。これはもう与野党関係なく推進をしている課題でありますので、お願いを申し上げたいと思っております。

そこで、お伺いしたいのは例の違法伐採の話であります。

クリーンウッド法などとも言っておりますが、施行の時期を迎えております。東京のオリパラでも環境保護の配慮ということが言われておりまして、これは目的は二つあります。違法木材輸入の規制ということが一つ、合法伐採木材の普及拡大ということがもう一つということで、この両方の目的と、そして、これを進めるための実施機関が必要であります。これらが政省令によるところが多いものですから、間もなく始まるという今の時点で、どのようにこれから進めていくのかという点について、その状況と決意をお伺いしたいと思います。

○今井政府参考人 お答えいたします。

合法伐採木材等流通利用促進法につきまして、は、本年五月二十日が施行日でございます。それに向けて、既に、法律の施行規則、本法に基づきます基本方針、そして合法性の判断の基準に関する省令、それぞれの案につきましてパブリックコメントを終えたところでございまして、施行規則につきましては既に五月一日に公布を終え、基本方針と合法性判断省令につきましても、本法の施行後、速やかに順次公示、公布する予定にしております。

これらの運用方針におきまして、まず一点目の合法性の確認についてでございますが、国内で最初に木材等を取り扱います第一種木材関連事業を行う者につきましては、樹種や伐採された国などの一般的な情報に加えて、合法に伐採されたことを証明する書類を確認すること、そして二点目、木材等を譲り受けて事業を行う第二種木材関連事業者につきましては、購入先から提供されました合法性の確認を行った旨の書類を確認

するということを決めることにしております。

また、これらの運用方針につきましては、二点目の合法伐採木材の利用の促進に關しまして木材関連事業者の登録制度を設けておりまして、これによりまして、取り扱う木材等につきまして適切かつ確実に合法性の確認を行う者の登録を着実に進めるということと、登録を受けた事業者に対しましては、毎年一回、事業の実施状況について報告を求める、こうした仕組みによりまして事業者による合法性の確認の取り組みを定着させていきたいということ、準備を進めているところでございます。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので終わりますけれども、ぜひ、世界の中でも少しこの違法伐採についてはおくれをとってございまして、今長官からお話のあったような点について早急に体制をつくって進めていただきたいということを申し上げて、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○北村委員長 次に、斉藤和子君。

○斉藤(和)委員 日本共産党の斉藤和子です。

前回、四月十八日に引き続き、貿易統計について質問をします。

前回の質問で、財務省の貿易統計が全ての輸出入を示したのではなく、取引の単価など輸出入業者の営業上の秘密が営業上の不利益となる場合は公表しない場合があるという驚くべき答弁がありました。その質問以降、財務省に対して資料請求などを行い、貿易統計の輸出入貨物の処理がどのように行われているのかということを調べてまいりました。

そこで、財務省にお聞きします。

この貿易統計の秘匿処理が行われてきた過去三年分の件数、輸出、輸入のそれぞれで明らかにしてください。また、秘匿処理はどのような判断基準で行われてきたのか、この間の経緯と、今後この秘匿処理をどう対応していくのか、今後の方針についてお答えください。

○木原副大臣 お答えいたします。

まず一つ目の御質問でございますが、貿易統計の件数についてでございますが、貿易統計では、輸出入者からの要請に基づき、当該輸出入者の取引内容が貿易統計の公表によって明らかになってしまう場合には、法令に基づきまして、その品目の輸出入量や金額の一部または全部について公表を行わないこととしております。

こうしたいわゆる秘匿処理を行った全国分の貿易統計の品目数は、過去三年というところでございますが、平成二十八年につきましては輸出十品目、輸入十九品目、平成二十七年が輸出七品目、輸入が二十二品目、平成二十六年が輸出十品目、輸入が二十五品目となっております。それぞれ総品目数のおおむね〇・二％程度となっておりますことと承知しております。

それと、判断基準についてでございますが、御指摘のいわゆる秘匿処理に係る申請を認めるのか否かにつきましては、その輸出または輸入について、単価等個別の取引内容など非公表にすべき私人の秘密があるかを申請ごとに判断することとなっております。

例えば、品目の輸出入実績が、申請者のみの場合や申請者のほかに一者しかない場合など、貿易統計の計数が個別の輸出入者の数量や金額を明らかにしてしまうことになるときは、申請に基づきまして、貿易統計により私人の秘密が明らかになるものとして、非公表扱いとして行われるところであります。

○斉藤(和)委員 今後の方針、どうされるのかということ、経過というふうに聞いたんですけれども、この秘匿処理というのはいつから行われているんでしょうか。(発言する者あり)

○木原副大臣 失礼いたしました。

非公表扱いというのはいつごろから行っているかということでございますが、法令の規定が整備された時期としては、現在の関税法の施行令が制定された昭和二十九年から同様の規定があるところとあります。

また、今後の対応といえますか、見直しも含め

た点につきまして、私どもとしても、現在、貿易統計の公表のあり方について考えているところでございますが、関係法令にのっとりまして、私人の秘密を公表することのないように配慮する必要がありますが、その中で、統計の有用性を確保する観点から、どのような工夫が可能か慎重に検討してまいりたいと思っております。

○斉藤(和)委員 昭和二十九年から秘匿処理が行われていたと。

お手元に配付しました資料、これが財務省の輸出入貨物の秘匿処理の依頼書です。秘匿処理をしてほしい企業が、この依頼書に必要事項を記載して、財務省に提出することになっているようです。

しかし、さまざまな疑問が湧いてくるわけです。まず、この輸出入貨物の秘匿処理については、財務省のホームページにも、日本貿易会のホームページにも掲載されていません。一体、秘匿処理を行っている企業は、どのようにして秘匿処理の方法があることを知り得たのか。財務省としては、どのように秘匿処理ができることを知らせていたんでしょうか。いかがですか。

○木原副大臣 企業に対してどのように周知しているかということでございますが、現在は、輸出入者から相談を受けた場合に、いわゆる秘匿処理に係る手続の案内をしておりまして、財務省側から前広に周知はしていないというところです。ちなみに、初めて財務省へ相談をする輸出入者といえますのは、秘匿処理を依頼したことのある他の輸出入者や業界団体への問い合わせ等を通じて、財務省に対して相談してくるということがあるというふう聞いております。

○斉藤(和)委員 つまり、相談を受けたと。他の企業がこういう処理の仕方があるよと、業界団体からこういう処理があるよということ、要は秘密裏に、ネットワークがあるのかどうか知りませんけれども、行われて、秘匿処理が行われているところ。

つまりこれは、この理由についても、依頼書に

は何の限定もないんですね。しかも、財務省は、これまで統一した判断基準というのを、今おっしゃいましたけれども、私が求める段まで、文章として統一した判断基準というのはなかったんですね。

疑問に思うことは、輸出なんです。輸入対象貨物の場合は、輸入単価がわかるという点があり得るので、確かに輸入単価がわからないように秘匿処理をしてほしいということはあるんです。しかし、輸出の場合は、仮に日本側が秘匿処理をしたところで、輸出対象国では当然輸入統計の対象となつて、輸入単価が一方の側では公表されていまして、秘匿処理をする意味がないわけです。

問題は、なぜ輸入だけではなくて輸出の秘匿処理まで行っているのか。営業上の秘密は輸出単価の問題だけなんですか。廃棄物や例えば武器輸出三原則に抵触するおそれがあるようなもの、こういうものが、営業上の秘密ということが理由となつて秘匿されているというような危惧を感じるわけですが、輸出科目の秘匿処理の判断基準というのはどうなっているのか、そしてまた、過去に今私が指摘したような事例というのはないのかどうか、財務省、いかがでしょうか。

○木原副大臣 委員が今御懸念の部分といえますのは、貿易統計において、企業が廃棄物とか武器の輸出等、海外とのやりとりの中で、その営業秘密を理由に秘匿申請した場合に認められるのか、また、これまでにこれらの品目が秘匿されたような実績があるのか、そういう問題意識かというふうに理解しました。

貿易統計は、輸出入申請書をもととして作成しております。そのため、外国為替及び外国貿易法等の規定によりまして輸出入を規制されている廃棄物や武器につきましては、法令に基づく輸出入承認等を受けていない場合には税関が輸出入許可をすることもありまじいので、そもそも貿易統計として計上されることはないものと考えているところとあります。

御指摘のように、関係省庁により輸出入承認を

受けて輸入されれば、貿易統計に計上されることになりまして、仮に、こうした品目について、いわゆる秘匿処理の申請があった場合には、非公表にすべき営業秘密があるかをまた個別に判断することとなるというところであります。

○斉藤(和)委員 つまり、今問題にしているのは、税関を通つたものが貿易統計から秘匿をされているということ、それは今副大臣がおっしゃられたとおり、個別に判断をして秘匿処理をしているということですから、税関を通り輸入された、輸出された、そのものの中に廃棄物や武器輸出三原則に抵触するようなものが秘匿されていることはないんだと言いつけるんでしょうか。

○木原副大臣 個々の品目の貿易実績につきましては、非公表扱いをしているものがどれかとか、またあるいは、非公表としていくかどうかということ、明らかにすることは、そもそもいわゆる秘匿処理をしているということの趣旨に反しますので、この場において具体的に発言させていただきますことは差し控えたい、そういうふうに思います。

○斉藤(和)委員 つまり、否定をされないわけですね。

私、非常にこれは大問題だと思うんです。確かに、秘匿処理をされているのは、先ほど答弁あった〇・二％です。しかし、どの品目が秘匿処理をされているのかというのは、この処理をやっている方しか知らないわけですね。そうならば、貿易統計の何が消されているのかはわからない。そうならば、貿易統計全体が本当に正確なものなのかというのを判断することが私たちにはできないわけですよ。隠されているものがあるということ、これは、全体の信頼性が疑われるということになりかねないということなんです。

さらに問題なのは、疑惑が今深まったわけですが、財務省は輸出入貨物の秘匿処理について、財務省以外の他の省庁に、貿易統計で秘匿処理を行っている、こういう処理を行っているんですよ、貿易統計に書かれていないものがありますよ、そういうことを伝えていたんでしょうか。

○木原副大臣 他省庁との関係性というところでございますけれども、一般的に、いわゆる秘匿処理については、他省庁から照会等があればこれは必要に応じてお答えすべきものとしてきたところであります。財務省の方から前広に他省庁に情報提供を行うことという事は、そういうことはしておりません。

○斉藤(和)委員 照会があれば答える、つまり、その存在を知っていれば答えるけれども、知らなければ貿易統計が全てだと他の省庁の方も思っている。私は、これは政府間で本当にこれであるのかということをやはり検討していただく必要があると思います。農水省も含めて、このことを知らせてなかったというのはゆゆしき事態だ、怒るべきだと私は思うんですけれども、それはなぜかということなんです。

貿易統計では輸入品目ごとの輸入数量と輸入金額が明記されています。これをもとに、各省庁は貿易統計に基づいてそれぞれの省庁に係る輸入品、例えば、農林水産省であれば農林水産物の輸入量、厚生労働省であれば食品添加物や輸入品などの輸入量を把握して、輸入量の急増が起こればセーフガードの発動だとか国内産業の対策というのを進めているわけです。

しかし、その判断の基礎となる、ベースとなる貿易統計が、輸出入業者の利益上の秘密を守る、そのために、その輸出入実態が隠されているとなれば、個々の秘匿処理を知らない各省庁の政策判断を誤る事態になりかねない、非常にこれは重大な問題だと思っております。

そこで、財務省にもう一度お聞きします。輸入単価を知られないように、一企業が輸入しているとなれば、輸入量と輸入金額がわかれば単価がわかってしまいますので、営業上の秘密になるというのは、確かにおっしゃられることはわかるんです。しかし、輸入数量は記載してもいいのではありませんか。輸入金額を秘匿すれば済むわけで、輸入数量も輸入金額も両方秘匿して、何の品目かもわからない、これは一刻も早く是正すべきだと思います。

思いますけれども、いかがでしょうか。

○木原副大臣 まず、私どもとしては、関税法施行令の第八十八条第二項に基づいて対応をとらせていただいております。ちなみに、それは、「税関は、私人の秘密にわたると認められる事項については、証明書類の交付をせず、及び統計の閲覧をさせない。」そういうふうな明記されておりますので、それに基づいてさせていただいております。ということは申し上げたいというふうに思っています。

そういった中で、他省庁との関連でございますけれども、いわゆる秘匿処理を行ったことについて、今後いかなる形で関係省庁に情報提供するかについては、御指摘もありましたので、検討をしてみたいとは思いますが、しかし、あくまでもこれは私人の利益といえますか、私人の営業に伴う利益と国民の知る権利、公益性、この比較考量だと思っておりますから、慎重に判断をしなければいけないというところは言えるかと思っております。

そして、最後に、数量まで秘匿する必要はないのではないかと御指摘もございましたけれども、私も調べましたが、貿易統計においては、システム上、数量及び金額を一連のものとして計数を集計して公表しております。いづれかの一方のみを集計することとしていないため、現状においては数量または金額の片方のみを秘匿処理できるものではない、システム上の問題が一つございます。

それと、もう一つは、輸出入者の営業の秘密というものは、輸出入の取引自体が該当するものと考えられるところであって、数量のみを公表することで私企業に対し不測の損害を与えないよう十分配慮することが必要である。つまり、取引があったということ公表することが、もうそもそも営業の利益を害してしまう場合もあるということ、これは指摘させていただきたいと思っております。

○斉藤(和)委員 私人の利益というのが国の政策

のあり方を根本から誤らせるような事態が起こっている、やはりそういう認識を私は持つべきだと思います。

システム上といえますけれども、つまりそれはシステムを変えればできるわけで、やはり早急にやる必要がある。少なくとも各省庁に、こういうことが起こっています、関連する品目がこうなっていますという事は、関連する品目がこうなっていると思います。それは、今後の国の政策のあり方が問われていることだと思っておりますので、ぜひやるべきだということを強調したいというふうに思います。

輸入輸出にかかわる統計の実態が隠されているということ、検討していくというお話もありましたけれども、この状態は、私は、今言ったとおり、早急に改善することとあわせて、やはり過去に秘匿した輸出入貨物についても、品目名、輸出入数量もしくは価格、どちらかですね、明らかにするということをやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○木原副大臣 こちらは、先ほど冒頭に申し上げましたように、昭和二十九年からの法律、また施行令ということでありますから、貿易統計の公表のあり方については、関係法令に我々はのっとらないといけませんので、そういった私人の秘密を公表することのないように配慮する必要をしっかりと守りながら、そのような中で統計の有用性というところも議員の御指摘のとおりだということに思っていますから、その有用性確保の観点からどのような工夫が可能か、これは慎重に検討してまいりたいと思っております。

○斉藤(和)委員 慎重に検討をしていきたいということがありました。

今、総務省が、平成二十一年四月から全面施行された統計法に合わせ、公的統計が社会の情報基盤としての役割を十分果たすことを目指して、統計法に基づいて、公的統計の整備に関する基本的な計画というのを平成二十一年三月に初めて閣議決定しています。そこには、将来の基幹統計化

について検討する統計という中に、今問題になっている貿易統計が位置づけられています。

基幹統計というのは何かといえは、国勢統計、国民経済計算、その他、国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計であり、この基幹統計を中心として公的統計の体系的整備を図るとされていて、現在、この基幹統計は五十五あるわけですので、この基幹統計が非常に重要だということで、報告義務というものが課せられています。報告を拒んだり、虚偽の報告をしたりすることを禁止しており、違反した者は五十万円以下の罰金に定めると。

この基幹統計に貿易統計をしていくということとが検討されている。そうならば、まさに秘匿処理をしていることというのは真つ向から抵触することになるわけです。

基幹統計にしていこうということが検討されている今、本当に輸出入の秘匿処理の問題、極力明確化して、過去の方も振り返って明らかにしていくことが不可欠だと思っておりますけれども、いかがですか。

○木原副大臣 平成二十六年三月二十五日に閣議決定した公的統計の整備に関する基本的な計画というものがござります。委員の御指摘のあったところだと思いますが、そこには、「貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。」と。そして、これは「平成三十年度末までに結論を得る。」というふうになっておりますので、そういう観点も踏まえ、また、諸外国の例、EUなども秘匿処理を行っているということもございますから、そういう諸外国の例なども検証しながら、慎重にこの見直しを検討してまいりたいというふうに思っております。

○斉藤(和)委員 慎重に見直しをということですが、でも、少なくとも他の省庁には早急に、こう

いう処理が行われているということを周知すべきではないか。

最後に、大臣にお聞きします。

四月十八日の質疑で、人工甘味料スクラロース、この輸入量から私はおかしいというところ貿易統計の秘匿処理があるということも明らかにしたわけですが、スクラロースは百分に満たないので砂糖業界に影響しないという趣旨の答弁がありました。

確かに、人工甘味料スクラロースの輸入量が貿易統計では二十トン程度とされています。ですから、砂糖換算倍率、スクラロースは六百倍の甘みがありますので、一万二千トンということになります。砂糖の消費量は百九十三万五千トンですので、百分を満たしません。

しかし、輸入量の秘匿処理をされたものが除かれた数字が大臣がおっしゃった数字なわけですね。厚生労働省が調査したスクラロースの食品向け出荷量は百八千トンですから、これは換算すると砂糖生産量の約五・六％になるわけです。

他の人工甘味料、表にしましたけれども、人工甘味料全体を加えると、砂糖の需要量の一六％になるわけです。とても影響しないとは言えない。大臣の影響しないという認識を改めて、人工甘味料による砂糖業界への影響対策を真剣に検討すべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 スクラロースの輸入量は、御指摘のとおり、貿易統計で二十・七トン、厚生労働省が把握している輸入量では百八十・四トン、こうなっております。砂糖換算で、それぞれ一・二万トン、十・八万トン、その二十七砂糖年度の砂糖消費量は百九十三・五万トン、これの割合はそれぞれ〇・六と五・六。また、先生御指摘のスクラロース以外も入れると一六％ということになります。

他方、スクラロースを初めとする人工甘味料につきましても、食品製造企業に対して人工甘味料の最近の使用状況を調査いたしましたところ、人工

甘味料の使用目的というのはあくまでカロリーの低減化が主なものでございました。コスト削減のために砂糖の代替甘味料として使用している企業はほとんどないというように認識しております。砂糖とは風味が異なるため、人工甘味料への切りかえができないとする企業も現実にご存じます。現時点で、人工甘味料が砂糖と需要を代替する、置きかわるということはないというように考えております。

その意味では、砂糖の需給について、この甘味料の影響はないというようにお答えをした時点と変わらないうえでございますけれども、なお人工甘味料の需給状況につきましては微妙な点もございますので、しっかりと注視してまいりたいというように思っております。

○斉藤(和)委員 ぜひ注視してください。皆さんもお買い物をするときに、ドレッシングだとか、飲料水だとか、栄養ドリンクだとか、ガムだとか、ほとんどここに挙げられた人工甘味料が含まれています。それだけ多用されている。それが影響はないということは言い切れないと思いますので、そのことを改めて強調して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○北村委員長 次に、吉田豊史君。

○吉田(豊)委員 日本維新の会の吉田です。きょうもよろしく願います。

きょうは、私、キーワードは認証制度という言葉でいきたいなと思うんですけども、今ほどの、一つ手前の斉藤委員の質問をお聞きしてございまして、統計というのには数字であって、目に見えておるものなんです。目に見えておる、これが今のお話では信じられるのか、信じられないのかというところの大きな問題だなと思って聞いておりました。

農林水産関係、私たちは特に食べ物について思うんですけども、目の前で見えている食べ物かどうかというところをどうやって判

断していくのか、それが認証というところとかかわることなんだろうと思えますけれども、この認証制度というものの存在自身が、私は、今の時代というのはいろいろな意味で難しいんだな、そういうことを率直に思います。

一つ一つのものが、例えば人工甘味料の話もございましたけれども、幾つかあの表の中に名前が出ていたんですが、基本的には粉だと思っております。それが目の前に出てきても、どれがどれであるかということとは私たちの目ではわからない。そういうところに、具体的に説明があつて、認証というものがあつて、それが確認されていく、そういうものの難しさというのはいつまでたつてもつきまとうし、そのことが、認証することによって安全、安心に直結して、そのための認証という仕組みになっていくんだろうと思えます。

改めてこの認証制度というものをきょう取り上げたので、認証制度というものはどういうものか、どういうふうな認識しているのか、そのことの確認から入りたいと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。認証制度とは、製品の特徴や生産、製造工程などが一定の要求事項を満たしているかを中立的な第三者である機関が確認をし、その証明を与える仕組みでございます。

食料品に関連する認証制度といたしましては、例えばGAP認証、HACCP認証、JAS、日本農林規格といったようなものがございまして、こうした認証制度によりまして、生産、製造工程の安全管理、あるいは品質といった見えない価値を見える化するという機能がございまして、こうした認証制度を活用することによりまして、製品や組織などの信頼性を高めたり、あるいは、確認をする行為が効率化されることによりまして取引の円滑化や合理化等が図られるという効果が期待されるものでございます。

○吉田(豊)委員 このところ水産関係を取り上げておりますので、認証制度、具体的に水産物の断していくのか、それが認証というところとかかわることなんだろうと思えますけれども、この認証制度というものの存在自身が、私は、今の時代というのはいろいろな意味で難しいんだな、そういうことを率直に思います。

認証制度について少し確認してきたいと思えます。

まず、我が国における水産物の認証制度ということなんですけれども、水産エコラベルとかいろいろ言葉はありますが、衛生管理面での認証制度、それから資源管理の面からの認証制度ということ、特に、二〇二〇年にオリンピック・パラリンピックがあるということで、こういう一つ一つの食品について、どういう由来のものなのか、素性のものなのかということの確認というのが必要だという機運は高まっております中で、改めて、衛生面それから資源面をあわせて認証制度について確認させていただきたいと思えます。

○佐藤(二)政府参考人 お答えいたします。まず、水産物の衛生面に関しましては、食品の安全性をより高めるために国際的に推奨されております工程管理システムでございますHACCPがございまして、資源管理に関する認証には、水産資源の持続的な利用や生態系保全に係る取り組みを促進することを目的とした水産エコラベル認証といったものがございまして、

○吉田(豊)委員 このHACCP、よく出てくる言葉ですけども、改めて、水産物に対していうこともあつてと思うんですが、これをもう少し詳しく確認させていただきたいと思えます。

○佐藤(二)政府参考人 お答えいたします。HACCPにつきましては、国際機関でございますコーデックス委員会からそのガイドラインが発表されて、各国にその採用が推奨されている衛生管理の手法でございます。

具体的に申し上げますと、まず、原材料の受け入れから最終製品までの各工程ごとに、例えば微生物による汚染あるいは金属の混入などの危害要因の分析を行った上で、二つ目に、危害の防止につながる特に重要な工程を重要管理点と申しまして、この点につきましても継続的に監視、記録する工程管理システムとされていまして、

このこと全部をHACCPと呼んでいるわけですが、これまでの品質管理の手法である最終製品の抜き取り検査に比べまして、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能ということ、また、監視結果等を記録、保存しているために、危害原因の追及を容易にすることが可能と承知しているところでございます。

水産物につきましては、米国やEUでは、国内の事業者がHACCPに基づく衛生管理を義務づけた上で、輸入水産食品についても、輸出国の水産加工施設にHACCPに基づく衛生管理を求めているところでございます。

○吉田(豊)委員 そうすると、このHACCPというのは、工程、プロセス自身をコントロールしているという、そういう発想だと思ふんですけれども、今説明がありました、世界的にこのHACCPというものが一つのスタンダードとして認められていっている、そういう理解でよろしいでしょうか。

○佐藤(一)政府参考人 御指摘のとおりかと思っております。

○吉田(豊)委員 そして次に、水産エコラベルというところを確認したいんですが、国内の認証、それから海外の認証と、HACCPの場合はグローバルにこれが一つの基準になっているということを確認したいんですが、水産エコラベルについて、これはどのような理解がされるべきかというところを確認したいと思ふます。

○佐藤(一)政府参考人 水産エコラベルでございますけれども、これは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲、生産された水産物に対して、その旨確認しまして、ラベル表示を行うことができる仕組みでございます。

現在、日本国内に本部を置く水産エコラベルとしては、まず一つとして、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会というところが運営する漁業に関する認証でございますMEL、マリンエコラベル、メルというふうに呼んでおります。

す。それともう一つが、一般社団法人日本食育者協会が運営する養殖に関する認証でございますAEL、エルと呼んでおりまして、アクアカルチャーエコラベルが存在しているところでございます。

また、今度、海外の民間団体が運営いたします水産エコラベルといたしましては、代表的なものとして二つありまして、一つが、イギリスの海洋管理協議会が運営する漁業に関する認証であるMSCといったもの、オランダの水産養殖管理協議会が運営する養殖に関する認証でありますASCといったものが存在しているところでございます。

○吉田(豊)委員 いつも思いますのは、英語ですよね。例えばMEL、御紹介いただきましたが、マリンエコラベル、マリン・エコラベル・ジャパンがMELになって、それから養殖の方はAELと書いてエル、アクアカルチャーエコラベルということだけでも、スーパーに買い物に行く人が、毎回毎回、多分、読み解きのチャートみたいなものを持って、実際に買い物をするときには、シル、この略字はどんな意味なのということを確認しながら進めなくちゃいけないような、そういう難しさという、本当に複雑なことになっていくなと思ふます。

もう少し省略したものが私たち日本人として日本語になじみのあるところにつなげていくということも、私は認知度のことを考えると非常に重要なことじゃないかなと思ふんですけれども、生産者に対して、幾つかの水産エコラベルを上げていく、それから消費者に対しての認知度を高めていく、このことについて今どのように認識しているか、どうそれに取り組むのかということを確認したいと思ふます。

○佐藤(一)政府参考人 先般、農林水産省が実施した調査によりますれば、MELとAELを含む水産エコラベルにつきましては、マークの意味を知っている方の割合が出ておりまして、農林水産

行政に関心のある二十歳以上の方々から成る消費者モニター、そして、個人経営の漁業者モニターの方のいずれにつきましても、約一〇％がエコラベルといったものを、マークの意味を御存じだといったような結果が出ているところでございます。

他方で、水産エコラベルにつきましては、二〇二〇年に開催されます東京オリンピック・パラリンピック競技大会におきまして、水産物の調達基準の一つとして位置づけられておりまして、社会的な関心が高まりつつあるところでございます。

漁業者の認知度向上に向けましては、認証の取得に向けた講習会等を実施しているところでございます。

また、先生の方からお話ありましたが、消費者向けに貼付された商品が消費者が手にする機会が増えていくように、一つといたしまして、流通加工業者等との連携による商品数の増加を図るといったようなこと、また、いろいろと魚の消費拡大の関係のイベントがございますので、そうしたイベントの機会を活用したアピール活動を実施しているところでございまして、今後とも、認知度の向上に向けまして、このような取り組みを進めていきたい、このように考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 そして、生産者の方の立場になると、認証を取るということは、一つまたプロセスがふえるということなんですけれども、これについてどのようなメリットがあるのか、当然費用もかかるということも考えなくちゃいけないけれども、これをどう捉えていくべきかということを確認したいと思ふます。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。まず、今現状でございますが、MELにつきましては、最初の認証が取得されました平成二十年にはわずか一件であったわけでございますが、こ

れが平成二十九年三月現在では二十八件ということになっております。また、AELの方でございますが、これについては、最初の認証が取得された平成二十六年では二件だったわけでございますが、これが平成二十九年三月現在、十九件というふうになっているところでございます。

水産エコラベルの認証を取得した場合には、やはり流通事業者あるいは消費者へのアピール、あるいは輸出を含む販路の拡大といったメリットがあるというふうに考えているところでございます。

私どもといたしましては、漁業者がこういったメリットを実感できるよう、引き続き流通事業者、消費者等の認知度向上に努め、認証の取得を希望する事業者がふえていくよう取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

なお、今後、エコラベル認証を取得した事業者に対して、取得の動機あるいは売り上げの変化等についての調査を実施しまして、その結果を踏まえまして、さらなる対応を検討していきたい、このように考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 ほとんどゼロに近いところから、短期間にこれだけ認証しようという生産者がふえているということなんですけれども、これということが、日本全体の中で見たときに、地域的な偏りだとか、あるいはそれだけの、シルを張って認証を取るということをやる体力のある業者というのものもそれなりに限られてくることなんだろうとも思ふますけれども、実際にそういう試みがある中で、消費者がMELであったりAELだったというところがわかる水産物を購入する機会というところのしつかりとつながっているのかどうか、それは現状、どうでしょうか。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。今先生御指摘がございましたMELとAELの認証を取得した水産物について積極的に取り扱っていたという事業者というのは徐々に増加

していると思いますが、やはり一般の消費者の方の目にはなかなか日常的に触れるところまでは至っていないんじゃないかというふうに考えております。

このような現状も踏まえまして、イベント等のさまざまな機会を捉えまして、MELやAELの着実な普及に取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、例えば例示でございしますが、これは全漁連や大日本水産会が開催しておりますが、日比谷公園で年一回、十月ごろか十一月になります、日本じゅうの魚のよりすぐったものを選びます、そういうFish showグランプリといったようなものが出ておりまして、やはりそこに大勢のお客さんがいらつしやいますので、そういった方々にこのMELあるいはAELの意味合いといったものをPRしていければなというふうに考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 こういうふうにしてお聞きしてみると、やはり生産者に対しても、MEL、AEL、そういうものの認証を進めていくという政策を行っていて、そして、実際にそれが消費者の目に届くところについているかというところ、それなりの時間をかけても、まだそこそこには、基本的にそういうことが消費者としての判断材料になっているところまではいっていないということなんです。

○吉田(豊)委員 こういうふうにしてお聞きしてみると、やはり生産者に対しても、MEL、AEL、そういうものの認証を進めていくという政策を行っていて、そして、実際にそれが消費者の目に届くところについているかというところ、それなりの時間をかけても、まだそこそこには、基本的にそういうことが消費者としての判断材料になっているところまではいっていないということなんです。

○佐藤(一)政府参考人 先生の御指摘であります

が、今後の水産物の消費動向等、こういったものを考えました場合に、やはり今進めておりますMELあるいはAELといったものは非常に大きなことかと。とりわけ、資源管理といったようなものの充実を図っていく上で、草の根的なそういった展開にもつながっていくというふうに考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 そのMEL、AELというものが、これが、国連食糧農業機関、FAOですね、このガイドラインに準拠しているかというところも少し確認したいと思うわけです。

これは、基本的に、今、二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックというところ、食べ物についても非常にそれが一つの契機となつて、いろいろなことを進めていく、普及させていくという、そのいいチャンスだろうと思うんですけれども、このあたりについて、FAOとの関係、これをどのように捉えて、どう準備しているのかというところを確認したいと思つてます。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。我が国の水産エコラベル認証でございますMELあるいはAELでございますが、これについては、先ほども出しましたが、持続可能な水産物の取り組み指針を示したFAOの水産エコラベルガイドライン等に準拠した規格として作成されて、運営されているところでございます。

他方、こういった認証スキームにつきましては、この透明性を高めるといったようなことが求められておりまして、現在、一般社団法人マリ・エコラベル・ジャパン協議会におきましては、認証に当たつての審査文書等の管理規程、あるいはログマーク管理規程、あるいは利益相反を排除するために必要な規程等をさらに整備するといったようなことによりまして、認証スキーム全体の見直しを行っているというふうに聞いておるところでございます。

これらを整備するということは、結局は、持続可能な水産物の生産、供給を目的として設立され

ました国際機関であるGSSIという、グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ、GSSIというところからMELやAELが国際的に通用するとの承認を受けることにつながるというふうに考えておりまして、輸出の拡大といったような大きな課題もございますが、私どもとしては、MELやAELがGSSIの承認を受けて国際的に通用する規格となるよう、しっかりと支援していきたい、このように考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 最後のところは私は特に重要だと思つておられます、また新しいのが出てきました。GSSI、グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブということなんですけれども、実際スーパードに消費者として行きますと、例えば、水産物、タコを買いたいと思つて行つても、大体、日本でいう有名な明石のタコだとかそういうのが並んでいるわけではなくて、モロッコ産だとかいろいろなところのタコが日本のスーパーにも来ていらつしやるんです。

そういうところからすると、最初のところで御紹介いただいたMEL、AELというのは日本としての国内の仕組みとして今やっている、それからイギリスの例とかも紹介されましたが、こういうことについて、やはり統一した、GSSI的な、そこがどれだけの権威があるかということも含めてですけれども、やはりわかりやすい、同じ基準でのラベルという、あるいは認証というものの位置づけというものの必要性を私は強く思うんですけれども、これはどのように考えていらつしやいますか。

○佐藤(一)政府参考人 先ほどお話し申し上げましたように、MELあるいはAELといったようなものにつきましては、まだ生まれてから間もないといったような状況かと思つておいて、これをしっかりと育て上げていくといったことがまず第一の課題かと思つております。

GSSIというところにつきましては、これはこれで国際的に一つの通用するところというふうに考えておりますので、そういったことで、いろいろと今取り組んでいらつしやる方も多いと思つておりますが、やはりこうしたものにつきましては、今後、どのような、また世界の中でのGSSIの位置づけといったものがどういうふうになつていくといったようなものもよく注意しながら今後の展開といったものを考えていく必要があるんじゃないか、このように考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 世界の中での認証制度ということについてはまた深めてまいりたいと思つております。

終わります。ありがとうございました。

○北村委員長 次に、内閣提出、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣山本有二君。

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○山本(有)国務大臣 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

加工原料乳生産者補給金制度は、昭和四十一年に、当時の生乳生産量及び飲用牛乳需要の増大を背景として、当分の間、暫定的な措置として設けられたところでございます。この生産者補給金制度は、酪農経営の安定、牛乳・乳製品の価格の安定に重要な役割を果たしてまいりましたが、近年、生乳生産量及び飲用牛乳需要が減少傾向で推

移していることから、需要が増大している乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成二十八年十一月に改定された農林水産業・地域の活力創造プラン等に基づき、生産者補給交付金等の交付に関する措置について、畜産経営の安定に関する法律に恒久的な制度として位置づけるとともに、その交付対象となる事業者の範囲を拡大する等の措置を講ずるため、この法律案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、生産者補給交付金等の交付に関する措置についてであります。

これまで、指定生乳生産者団体を通じて生乳を委託販売する生産者のみを対象としていた生産者補給交付金等について、その交付対象を拡大し、生乳を計画的に加工に仕向ける全ての事業者に交付することができるとしております。

これに伴い、生産者補給交付金等の交付を受けようとする事業者は、年間販売計画を作成して農林水産大臣に提出し、農林水産大臣は、その計画が一定の基準に適合すると認める場合には、交付対象数量を通知することとしております。

第二に、集送乳調整金の交付に関する措置についてであります。

都道府県知事または農林水産大臣は、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、一または二以上の都道府県の区域において委託または売り渡しの申し出を拒まないなどの要件を満たす事業者を指定するとともに、指定生乳生産者団体などの指定を受けた事業者に対して集送乳調整金を交付することができるとしてしております。

第三に、独立行政法人農畜産業振興機構が行う指定乳製品等の輸入等の措置について、畜産経営の安定に関する法律に位置づけるとともに、同法に規定されている価格安定措置等については廃止

することとしております。

これらの改正に伴い、生産者補給交付金等を交付する業務等について独立行政法人農畜産業振興機構法に位置づけるとともに、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法は廃止することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○北村委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十三日火曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明十八日木曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律

（畜産経営の安定に関する法律の一部改正）

第一条 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

「第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置（第四条―第十三条）」
目次
第四章 雑則（第十四条―第十五条）
第五章 罰則（第十六条―第十八条）

「第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付」
第一節 生産者補給交付金等の交付（第四条―第九条）
第二節 集送乳調整金の交付（第十条―第十六条）
第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置（第十七条―第二十六条）
第五章 雑則（第二十七条―第三十条）
第六章 罰則（第三十一条―第三十四条）

第一条中「交付金」の下に「若しくは生産者補給交付金等」を、「より、」の下に「畜産物の需給の安定等を通じた」を加える。
第二条第二項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、「次項の」を削り、「指定乳製品」の下に「その他政令で定める乳製品」を加え、同条に次の一項を加える。
4 この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。
一 次に掲げる販売の事業（以下「第一号対象事業」という。）
イ 生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。口及び次号において同じ。）に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十条第三項及び第十二条第一項において同じ。）が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする

農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）
ロ 生乳買取販売（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいう。以下同じ。）
二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
三 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）
第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第三章中第四条の前に次の節名を付する。
第一節 生産者補給交付金等の交付
第四条から第九条までを次のように改める。
（生産者補給交付金等の交付）
第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付

金」を含む。以下同じ。）
一 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
二 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）
第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第三章中第四条の前に次の節名を付する。
第一節 生産者補給交付金等の交付
第四条から第九条までを次のように改める。
（生産者補給交付金等の交付）
第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付

金」を含む。以下同じ。）
一 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
二 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）
第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第三章中第四条の前に次の節名を付する。
第一節 生産者補給交付金等の交付
第四条から第九条までを次のように改める。
（生産者補給交付金等の交付）
第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付

金」を含む。以下同じ。）
一 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
二 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）
第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第三章中第四条の前に次の節名を付する。
第一節 生産者補給交付金等の交付
第四条から第九条までを次のように改める。
（生産者補給交付金等の交付）
第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付

金」を含む。以下同じ。）
一 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
二 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）
第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第三章中第四条の前に次の節名を付する。
第一節 生産者補給交付金等の交付
第四条から第九条までを次のように改める。
（生産者補給交付金等の交付）
第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付

金」を含む。以下同じ。）
一 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
二 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）
第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第三章中第四条の前に次の節名を付する。
第一節 生産者補給交付金等の交付
第四条から第九条までを次のように改める。
（生産者補給交付金等の交付）
第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付

金」を含む。以下同じ。）
一 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
二 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）
第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第三章中第四条の前に次の節名を付する。
第一節 生産者補給交付金等の交付
第四条から第九条までを次のように改める。
（生産者補給交付金等の交付）
第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付

金」を含む。以下同じ。）
一 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）
二 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）
第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第三章中第四条の前に次の節名を付する。
第一節 生産者補給交付金等の交付
第四条から第九条までを次のように改める。
（生産者補給交付金等の交付）
第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付

金等」という。)を交付することができる。

- 一 第一号対象事業 生産者補給交付金
- 二 第二号対象事業 生産者補給金
- 三 第三号対象事業 生産者補給金

(年間販売計画の作成等)

第五条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品(指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。)の販売に関する計画(以下「年間販売計画」という。)を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 第一号対象事業に係る生乳の生産される地域
 - ハ 第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量
 - ニ 第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量
 - ホ 第九条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容
 - ヘ その他農林水産省令で定める事項
- 二 第二号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 第二号対象事業に係る生乳の生産される地域
 - ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳

の用途別の販売予定数量

- 二 その他農林水産省令で定める事項
- 三 第三号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域
 - ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量
 - ニ その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、対象事業者から第一項の規定により年間販売計画の提出があつた場合において、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度(以下「交付対象数量」という。)を通知するものとする。

4 交付対象数量は、農林水産省令で定めるところにより、当該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める数量(以下「総交付対象数量」という。)を基礎とし、当該対象事業者が提出した年間販売計画に基づき算出するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があるとき、交付対象数量の総量が総交付対象数量を超えない範囲内において、当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6 農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域(次項において「計画記載地域」という。)が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容(同項の規定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後の交付対象数量)を当該都道府県の知事に通知するものとする。

間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域(次項において「計画記載地域」という。)が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容(同項の規定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後の交付対象数量)を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

(総交付対象数量)

第六条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

3 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

よる総交付対象数量の改定について準用する。(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

第七条 農林水産大臣(第五条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合)にあっては、当該都道府県知事。次項において同じ。は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱った生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ごとに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量(その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合)あつては、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量(当該数量が零を下回る場合には、零とする。)を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

(生産者補給金の単価)

第八条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。
(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

第九条 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者(第一号対象事業を行う対象事業者をいう。以下同じ。)は、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対し、その者に對して交付する生産者補給金の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

5 第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて、農林水産省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第十八条を第三十三条とする。
第十七条中「第十五条第一項若しくは第二項」を「第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条を第三十二条とする。

第十六条中「交付金」を「機構から交付金又は生産者補給金」に改め、同条を第三十一条とする。

第五章を第六章とする。

第十五条第一項中「若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者」及び「原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量」を削り、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつていて団体を含む。)に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に

関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
第四章第十五条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第三十条 第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項(第十三条第三項において準用する場合を含む。)、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十四条中「第七條第三項又は第十一條各号」を「又は第二十四條各号」に改め、同条を第二十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

(指導及び助言)

第二十八條 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

第四章を第五章とする。

第十三條の見出しを「(指定乳製品等の交換)」に改め、同条中「指定乳製品の」を「指定乳製品等の」に、「当該指定乳製品」を「これに、(指定乳製品と)を(指定乳製品等と)」に改め、第三章中同条を第二十六條とする。

第十二條の見出しを「(指定乳製品等の売渡しをしない場合)」に改め、同条中「第八條の規定による買入れ又は第十條」を「第二十三條」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第十條」を「第二十三條」に改め、同条を同条第一号とし、同条第四号中「第十條」を「第二十三條」に改め、同条を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条を第二

十五条とする。

第十一条中「原料乳」を「加工原料乳」に、「指定乳製品を」を「指定乳製品等を」に改め、同条第一号及び第二号中「指定乳製品を」を「指定乳製品等」に改め、同条を第二十四条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条中「指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は」を「次に掲げる場合には」に、「指定乳製品を」を「指定乳製品等を」に改め、同条に次の各号を加える。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第十条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「(指定乳製品等の売渡し)」を付する。

第九条の次に次の一節、章名及び六条を加える。

第二節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十条 都道府県知事(第五条第二項第一号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十二条第二項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定

める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号口の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域（その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域）を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程（以下「業務規程」という。）において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五 第十三条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならない。（指定の公示等）

第十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、当該指定に係る地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

（業務規程の変更）

第十二条 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの（次条第一項第三号において「指定生乳生産者団体」という。）は、業務規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定事業者は、業務規程を変更したとき（農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。（指定の解除）

第十三条 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。

一 第十条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

二 偽りその他の不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

三 指定の解除の申出（指定生乳生産者団体にあつては、総会の議決を経てされたものに限る。）があつたとき。

2 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。

一 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

二 第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。

三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。

3 第十一条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

（集送乳調整金の交付）

第十四条 機構は、指定事業者に対し、次条に定めるところにより、集送乳調整金を交付することができる。

（集送乳調整金の金額等）

第十五条 機構は、第七条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

2 集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

（指定事業者による集送乳調整金の交付）

第十六条 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。

2 前項の規定により集送乳調整金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

（指定乳製品等の輸入）

第十七条 機構は、国際約束に従つて農林水産

大臣が定めて通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品（以下「指定乳製品等」という。）を輸入するものとする。

2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

（輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し）

第十八条 指定乳製品等につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。

二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の五第二項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合（農林水産省令で定める場合を除く。）にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等を機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。 5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。 (輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額) 第十九条 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。 (輸入に係る指定乳製品等の売戻し) 第二十条 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等売り戻さなければならぬ。 2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならぬ旨の条件を付することができる。 3 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。 (輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額) 第二十一条 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。 2 第十八条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定	めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。 (準用) 第二十二条 前三条の規定は、第十八条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十九条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替へるものとする。 本則に次の一条を加える。 第三十四条 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 (独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正) 第二条 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。 第十条第一号二を削り、同号ハ中「ロの」を「二の」に、「指定乳製品」を「指定乳製品等」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「指定乳製品」を「ハの業務に係る指定乳製品等」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。 ロ 加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行うこと。 ハ 指定乳製品等の輸入を行うこと。 第十条第一号に次のように加える。 ヘ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。 第十二条の見出しを「区分経理等」に改め、同条第一号中「第十号第一号」を「第十号第一号イ」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二 第十号第一号ロからハまでの業務及びこれらに附帯する業務 第十二条に次の一項を加える。	2 機構は、前項第二号の業務に係る勘定において通則法第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、前項及び同条第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、第十条第二号の業務に必要な経費の財源に充てるため、前項第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。 第十四条中「第十号第一号ロ及びハ」を「第十号第一号ハからハまで」に改める。 第十五条中「第十二条第一号」を「第十二条第一号又は第二号」に改める。 第十七条中「第十号第一号二、第二号」を「第十号第一号ロの規定により機構が交付する生産者補給交付金及び集送乳調整金並びに同条第二号」に改める。 第十八条第一号中「第十号第一号二、第二号」を「第十号第二号」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十二条第二項又は第十三条第一項」に改める。 附則第五条中「新暫定措置法第三条第一項及び「及び」それぞれ新暫定措置法及び」を削る。 附則第六条第二項中「第十二条第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。 附則第八条第二項中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第三条、第四条第二項、第五条及び第十号の規定 公布の日 二 附則第十七条及び第十八条の規定 平成三十年三月三十一日 (加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止) 第二条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	(昭和四十年法律第百二十二号)は、廃止する。 (畜産経営の安定に関する法律の一部改正等に伴う経過措置) 第三条 第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律(以下「新畜安法」という。) 第二条第四項に規定する対象事業者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。) 前においても、新畜安法第五条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する年間販売計画を作成し、同項に規定する契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出することができる。 第四条 平成三十年度の総交付対象数量(新畜安法第五条第四項に規定する総交付対象数量をいう。次項において同じ。)、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価の決定については、新畜安法第六条第二項(新畜安法第八条第三項及び第十五条第三項において準用する場合を含む。) 中「毎会計年度、当該会計年度の開始前に」とあるのは、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第号)の施行後遅滞なく」とする。 2 農林水産大臣は、平成三十年度の総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めようとするときは、施行日前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。 第五条 新畜安法第二条第四項第一号に規定する第一号対象事業を行う同項に規定する対象事業者は、施行日前においても、新畜安法第十条の規定の例により、指定の申請をすることができる。 2 前項の規定により指定の申請があつた場合における当該指定については、新畜安法第十条第一項及び第十一号の規定の例によるものとする。この場合において、同項の規定の例により指定を受けたときは、施行日において同項の規定により指定を受けたものとみなす。
--	---	---	--

第六条 平成二十九年年度の加工原料乳（附則第二条の規定による廃止前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（附則第八条において「旧暫定措置法」という。）第二条第一項に規定する加工原料乳をいう。）についての生産者補給交付金及び生産者補給金の交付については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に、第一条の規定による改正前の畜産経営の安定に関する法律第七条第一項の認定を受けた同項の計画及び同条第二項の認定を受けた同項の計画については、なお従前の例による。

第八条 施行日前に旧暫定措置法第四章の規定によりした処分、手続その他の行為は、新畜安法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第九条 施行日前にした行為並びに附則第六条及び第七条の規定によりなお従前の例によること

とされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新畜安法第三章の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の項の次に次のように加える。

畜産経営の安定に関する法律

（昭和三十六年法律第八十三号）

第七条第一項及び第二項、第十条第一項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに第二十九条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の項を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第十三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第二号中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）」第十七条第一項に改める。

別表第一 第四・〇二項から第四・〇五項までの規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三三第一項」を「畜産経営の安定に

関する法律第七條第一項」に改める。

第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第十五条中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「第十五条中」の下に「又は第二号」とあるのは「若しくは第二号」とを加える。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を

「第十二条第一項」に、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）」第三條第一項第一号から第五号までを「機構法第十條第一号から八号まで」に改める。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十五条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十條第三項中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）」を削る。

（生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律の一部改正）

第十六条 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「第十二條第三号」を「第十二條第一項第四号」に改める。

（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十七条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、関税暫定措置法第七条の三の改正規定中「同条第六項」を「同条第二項第二号中「第二十四條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条第六項」に改め、同法第十二條の次に二條を加える改正規定の次に次のように加える。

別表第一 第四・〇二項から第四・〇五項までの規定中「第二十四條第一項」を「第七條第一項」に改める。

（畜産経営の安定に関する法律の一部改正）

第六条 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定食肉等の価格の安定に関する措置（第三條―第十條）」を「肉用牛及び肉豚

についての交付金の交付（第三條）に、「第十一條―第十六條」を「第四條―第九條」に、「第十七條―第二十三條」を「第十條―第十六條」に、「第二十四條―第三十三條」を「第十七條―第二十六條」に、「第三十四條―第三十七條」を「第二十七條―第三十條」に、「第三十八條―第四十一條」を「第三十一條―第三十四條」に改める。

第一条中「主要な」の下に「家畜又は」を加え、「価格の安定又は」を「交付金若しくは」に改め、「の交付」の下に「又は価格の安定」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

第二条第四項第一号イ中「第十七條第三項及び第十九條第一項」を「第十條第三項及び第十二條第一項」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条を次のように改める。

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下この条及び第三十一條において「交付金」という。）を交付することができる。

一次のいずれにも該当する積立金（次項及び第三項において「積立金」という。）の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和する

ためのものであること。

ロ 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

二 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限り）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

第四條から第十條までを削り、第三章第一節中第一條を第四條とする。

第十二條第二項第一号ホ中「第十六條第一項」を「第九條第一項」に改め、同條を第五條とし、第十三條を第六條とする。

第十四條第一項中「第十二條第七項」を「第五條第七項」に改め、同條を第七條とする。

第十五條第三項中「第十三條第二項」を「第六條第二項」に改め、同條を第八條とし、第十六條を第九條とする。

第十七條第一項中「第十二條第二項第一号ロ」を「第五條第二項第一号ロ」に、「第十九條第二項並びに第二十條第一項」を「第十二條第二項並びに第十三條第一項」に改め、同項第二号中「第十二條第二項第一号ロ」を「第五條第二項第一号ロ」に改め、同項第五号中「第二十條第一項」を「第十三條第一項」に改め、第三章第二節中同條を第十條とし、第十八條を第十一條とし、第十九條を第十二條とする。

第二十條第一項第一号中「第十七條第一項第二号」を「第十條第一項第二号」に改め、同條第二項第一号中「第十七條第一項第一号」を「第十條第二号中」に改め、同項第二号中「第十七條第一項第二号」を「第十條第一項第二号」に改め、同條第三項中「第十八條」を「第十一條」に改め、同條を第十三條とし、第二十一條を第十四條とする。

第二十二條第一項中「第十四條第一項」を「第七條第一項」に改め、同條第三項中「第十三條第二項」を「第六條第二項」に改め、同條を第十五條とし、第二十三條を第十六條とし、第四章中第二十四條を第十七條とし、第二十五條を第十八條とし、第二十六條を第十九條とする。

第二十七條中「第二十五條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同條を第二十條とする。

第二十八條第二項中「第二十五條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同條を第二十一條とする。

第二十九條中「第二十五條第二項」を「第十八條第二項」に、「第二十六條」を「第二十

九條」に改め、同條を第二十二條とする。

第三十條の前の見出しを削り、同條を第二十三條とし、同條の前の見出しとして「（指定乳製品等の売渡し）」を付し、第三十一條を第二十四條とする。

第三十二條中「第三十條」を「第二十三條」に改め、同條を第二十五條とし、第三十三條を第二十六條とする。

第三十四條中「第五條第三項、第八條各号又は第三十一條各号」を「第三條第一項各号、第二項若しくは第四項又は第二十四條各号」に改め、第五章中同條を第二十七條とし、第三十五條を第二十八條とする。

第三十六條第一項中「指定食肉若しくは鶏卵等」を「肉用牛若しくは肉豚」に改め、「（指定食肉に係る家畜の生産者を含む）」、販売業者若しくは輸入業者」を削り、「販売価格若しくは在庫量」を「若しくは販売価格」に改め、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三條第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限り。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつていて団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限り。）を、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三十六條を第二十九條とする。

第三十七條中「第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項（第二

十條第三項」を「第七條第一項及び第二項、第十條第一項、第十一條第一項（第十三條第三項）」に、「第十九條第二項、第二十條第一項」を「第十二條第二項、第十三條第一項」に改め、同條を第三十條とする。

第三十八條中「機構から」の下に「交付金又は」を加え、第六章中同條を第三十一條とする。

第三十九條中「第十二條第八項若しくは第三十六條第一項若しくは第二項」を「第五條第八項若しくは第二十九條第一項から第三項まで」に改め、同條を第三十二條とし、第四十條を第三十三條とする。

第四十一條中「第十九條第二項」を「第十二條第二項」に改め、同條を第三十四條とする。

附則第十條及び第十一條を次のように改める。

第十條及び第十一條 削除

第九條を次のように改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第九條 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十條第一号イを次のように改める。

イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

第十條第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホをハとし、同号へ中「ホの」を「ハの」に改め、同号へを同号ニとし、同号ト中「への」を「ニの」に改め、同号トを同号ホとし、同号チを同号へとし、同條第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び」を削り、同條第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「から八まで」に改め、同条第二号中「前条第五号二」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第一項第一号中「から八まで」を削り、同項第二号中「第十条第一号二から七まで」を「第十条第一号ロから八まで」に改め、同項第四号中「ロ及びハ」を「から二まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第五号中「第十条第五号二及びホ」を「第十条第五号ホ及びヘ」に改める。

第十四条中「第十条第一号イ、ロ及びホから七まで」を「第十条第一号ハから八まで」に改める。

第十七条中「第十条第一号ハの規定により機構が交付する補助金、同号二」を「第十条第一号ロ」に改める。

第十八条第一号中「第十条第一号ハ、第二号」を「第十条第二号」に改める。

附則第一条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 附則第十八条の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則第五条の見出し中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同条中「畜産物の価格安定に関する法律第六条第三項」を「畜産経営の安定に関する法律第五条第一項」に、「同条第四項」を「同条第二項」に改める。

附則第十条の次に次の一条を加える。

（地方自治法の一部改正）

第十条の二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の項中「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十号第三項）」を「第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一

第二項（第十三条第三項）に、「第十九条第二項、第二十条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十四条のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法第十三条第一項の改正規定中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第一項」に改め、同法第十四条第一項の改正規定中「第二条第三項」を「第二条第一項」に改め、同法第十五条を削り、同法第五章中第十五条の二を第十五条とする改正規定を次のように改める。

第十五条を削る。

第十五条の二中「補助金について」を「補助金」に、「生産者積立助成金について」を「生産者積立助成金」に改め、第五章中同条を第十五条とする。

附則第十四条中肉用子牛生産安定等特別措置法第十八条の改正規定の前に次のように加える。

第十六条第二項中「第十条第一号二から七まで」を「第十条第一号ロから八まで」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則に次の一条を加える。
（畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律

第一条を次のように改める。

（畜産物の価格安定に関する法律の一部改正）

第一条 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 指定食肉等の価格の安定に関する措置（第三条―第十条）

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節 生産者補給交付金等の交付

（第十一条―第十六条）

第二節 集送乳調整金の交付（第十七条―第二十三条）

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置（第二十四条―第三十三条）

第五章 雑則（第三十四条―第三十七条）

第六章 罰則（第三十八条―第四十一条）

附則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、主要な畜産物について、価格の安定又は生産者補給交付金等の交付に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じて畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条中第三項を削り、第二項を第三項とし、同条第一項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、「次項の」を削り、「指定乳製品」の下に「その他政令で定める乳製

品」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指定食肉」とは、豚肉、牛肉その他政令で定める食肉であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。

一 次に掲げる販売の事業（以下「第一号対象事業」という。）

イ 生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。ロ及び次号において同じ。）に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十七条第三項及び第十九条第一項において同じ。）が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）

ロ 生乳買取販売（買いつけた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいう。以下同じ。）

二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）

三 自ら生産した生乳の加工及び当該加

工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）

第二章の章名中「主要な畜産物」を「指定食肉等」に改める。

第三条第一項中「次の安定価格」を「指定食肉の安定基準価格及び安定上位価格（以下「安定価格」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては」を削り、同条第三項中「及び安定下位価格」を削り、「下つて原料乳、指定乳製品及び」を「下回つて」に、「こえて指定乳製品及び」を「超えて」に改め、同条第四項中「原料乳又は」及び「については、これら」を削り、「これらの再生産」を「その再生産」に、「とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して」を「として」に改める。

第五条を削る。

第六条の見出しを（指定食肉等の保管又は販売に関する計画）に改め、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第一項及び第二項」に、「聞く」を「聴く」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を削り、同条を第五条とする。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして（指定食肉の買入れ）を付し、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中

「指定乳製品又は」を削り、「第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第六条とする。

第八条を削る。

第九条の前の見出しを削り、同条中「指定乳製品又は」及び「指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては」を削り、「売り渡す」を「売り渡す」に改め、同条ただし書中「これらの方法」を「これ」に改め、同条を第七条とし、同条の前に見出しとして（指定食肉の売渡し）を付する。

第十条中「原料乳及び指定乳製品又は」を削り、「指定乳製品又は指定食肉を」を「指定食肉を」に改め、同条第一号及び第二号中「指定乳製品又は」を削り、同条を第八条とする。

第十一条の見出しを（指定食肉の買入れ又は売渡しをしない場合）に改め、同条中「第七条の」を「第六条の」に、「又は第九条」を「又は第七条」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第九条」を「第七条」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「第九条」を「第七条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条を第九条とする。

第十二条の見出しを（指定食肉の交換）に改め、同条中「指定乳製品又は」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条を第十条とする。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十二条第八項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項」に、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十九条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第三十八条 偽りその他の不正の手段により機構から生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

第四章を第六章とする。

第十四条第一項中「原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に關し必要な事項を調査するため必要があるときは、その」を「この法律の施行に必要な」に、「これらの生産者」を「指定食肉若しくは鶏卵等の生産者」に改め、「集荷業者」を削り、「対し」の下に「指定食肉若しくは鶏卵等の生産費、販売価格若しくは在庫量その他」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第三章中第十四条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十七条 第十四条第一項及び第二項、（事務の区分）

第十七条第一項、第十八条第一項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項、第二十條第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三条中「第六條第五項又は第十條各号」を「第五條第三項、第八條各号又は第三十一條各号」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指導及び助言）

第三十五条 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章を第五章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節 生産者補給交付金等の交付

付

（生産者補給交付金等の交付）

第十一条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）を交付することができる。

一 第一号対象事業 生産者補給交付金
二 第二号対象事業 生産者補給金
三 第三号対象事業 生産者補給金（年間販売計画の作成等）

第十二条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において

当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品（指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。）の販売に関する計画（以下「年間販売計画」という。）を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第一号対象事業者を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第一号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ 第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ホ 第十六条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容

ヘ その他農林水産省令で定める事項

二 第二号対象事業者を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

三 第三号対象事業者を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、対象事業者から第一項の規定により年間販売計画の提出があつた場合において、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度（以下「交付対象数量」という。）を通知するものとする。

4 交付対象数量は、農林水産省令で定めるところにより、当該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「総交付対象数量」という。）を基礎とし、当該対象事業者が提出した年間販売計画に基づき算出するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、交付対象数量の総量が総交付対象数量を超えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6 農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域（次項において「計画記載地域」という。）が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は

前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容（同項の規定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後の交付対象数量）を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

第十三条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

3 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。

（生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等）

第十四条 農林水産大臣（第十二条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。）は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱つた生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ごとに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量（その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合にあつては、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量（当該数量が零を下回る場合には、零とする。）を）を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

第十五条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3 第十三条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

第十六条 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者(第一号対象事業者を行う対象事業者をいう。以下同じ。)は、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対し、その者に対して交付する生産者補給金の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取

販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

5 第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、農林水産省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第二節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十七条 都道府県知事(第十二条第二項第一号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十九条第二項並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。
二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的

に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第十二条第二項第一号口の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域)を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五 第二十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならない。

(指定の公示等)
第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け

出なければならない。

2 農林水産大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、当該指定に係る地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(業務規程の変更)

第十九条 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの(次条第一項第三号において「指定生乳生産者団体」という。)は、業務規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定事業者は、業務規程を変更したとき(農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く。)は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第二十条 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。

一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

二 偽りその他の不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

三 指定の解除の申出(指定生乳生産者団体にあつては、総会の議決を経てされたものに限る。)があつたとき。

2 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。

一 第十七条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

二 第十七条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除

き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。

三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行ったとき。

3 第十八条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

(集送乳調整金の交付)

第二十一条 機構は、指定事業者に対し、次条に定めるところにより、集送乳調整金を交付することができる。

(集送乳調整金の金額等)

第二十二条 機構は、第十四条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

2 集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

3 第十三条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

(指定事業者による集送乳調整金の交付)

第二十三条 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に交付しなければならぬ。

2 前項の規定により集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く)は、

その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く)についても、同様とする。

第四章 指定乳製品の価格の安定に
関する措置

(指定乳製品等の輸入)

第二十四条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品(以下「指定乳製品等」という)を輸入するものとする。

2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

第二十五条 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。

二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の五第二項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く)にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等を機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出しなければならない。

4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

第二十六条 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第二十七条 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに

係る指定乳製品等を買戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第二十八条 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第二十五条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第二十九条 前三条の規定は、第二十五条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第二十六条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替へるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第三十条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定め

るところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第三十一条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加工原料乳及び指定乳製品の時に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等売り渡すことができる。

一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合

二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

三 その他農林水産省令で定める場合

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

第三十二条 機構は、次の場合には、第三十条の規定による売渡しをしないものとする。

一 第三十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

二 第三十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。

三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(指定乳製品等の交換)

第三十三条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一

の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

本則に次の二条を加える。

第四十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十一条 第十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第十條中「第七條第二項及び第三項並びに第九條」を「第六條第一項及び第二項並びに第七條」に改める。

第二條中独立行政法人農畜産業振興機構法第十條第一号の改正規定の前に次のように加える。

第三條中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。

第二條中独立行政法人農畜産業振興機構法第十條第一号の改正規定を次のように改める。

第十條第一号中「畜産物の価格安定に関する法律(一)を「畜産経営の安定に関する法律(一)に、」価格安定措置」を「措置」に改め、同号イ及びロ中「指定乳製品及び」を削り、同号ハ中「畜産物の価格安定に関する法律第六條第二項、第三項又は第

四項」を「畜産経営の安定に関する法律第五條第一項又は第二項」に改め、「指定乳製品」を削り、同号に次のように加える。

二 加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行うこと。

ホ 指定乳製品等の輸入を行うこと。

ヘ ホの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ト ヘの業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。

チ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売渡しを行うこと。

第二條のうち、独立行政法人農畜産業振興機構法第十二條の改正規定中「第十條第一号イ」を「第十條第一号イからハまで」に、「第十條第一号ロからヘまで」を「第十條第一号ニからチまで」に改め、同法第十四條の改正規定を次のように改める。

第十四條中「及びロ」を「ロ及びホからチまで」に改める。

第二條のうち、独立行政法人農畜産業振興機構法第十二條の改正規定中「第十條第一号ニ」を削り、「第十條第一号ロ」を「の規定により機構が交付する補助金、同号ニ」に改め、同法第十八條の改正規定中「第十八條第一号中「第十條第一号ニ、第二号」を「第十條第一号」に改め、同法第二号」を「第十八條第二号」に改める。

附則第三條の見出し中「畜産経営の安定に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改め、同条中「第五條第一項」を「第十二條第一項」に改める。

附則第四條第一項中「第五條第四項」を「第十二條第四項」に、「第六條第二項」を「第十三條第二項」に、「第八條第三項及び第十五條第三項」を「第十五條第三項及び第二十二條第三項」に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」に改める。

附則第五條第一項中「第十條」を「第十七條」に改め、同条第二項中「第十條第一項及び第十一條」を「第十七條第一項及び第十八條」に改める。

附則第七條中「畜産経営の安定に関する法律第七條第一項」を「畜産物の価格安定に関する法律第六條第一項」に改める。

る法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」に改める。

附則第五條第一項中「第十條」を「第十七條」に改め、同条第二項中「第十條第一項及び第十一條」を「第十七條第一項及び第十八條」に改める。

附則第七條中「畜産経営の安定に関する法律第七條第一項」を「畜産物の価格安定に関する法律第六條第一項」に改める。

附則第十二條のうち地方自治法別表第一社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の項の次に次のように加える改正規定中「第七條第一項及び第二項、第十條第一項、第十一條第一項(第十三條第三項)を「第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項(第二十條第三項)に、「第十二條第二項、第十三條第一項」を「第十九條第二項、第二十條第一項」に、「第二十九條第二項」を「第三十六條第二項」に改める。

附則第十三條のうち、関税暫定措置法第七條の三第二項第二号の改正規定中「第十七條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同法別表第一第○四・○二項から第○四・○五項までの改正規定中「第一七條第一項」を「第二四條第一項」に改める。

附則第十四條を次のように改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四條 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十二年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二條第三項」を「第二條第一項」に改める。

第十四條第一項中「第二條第三項」を

「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第十五条の二中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「第十五条中」の下に「又は第二号」とあるのは「若しくは第二号」とを加え、「補助金」を「補助金について」に、「生産者積立助成金」を「生産者積立助成金について」に改める。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号から第五号まで」を「機構法第十条第一号二から五号まで」に改める。

附則第十五条のうち食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第四十条第三項の改正規定中「第四十条第三項中」の下に「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、を加える。

（調整規定）

第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

理 由

需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付する制度を導入するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金を交付する業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年六月二十二日印刷

平成二十九年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P